



CONTENTS

I New Dean			
法学研究科長挨拶	山本 忠	2	
II New Face			
「どうぞよろしくお願いします」	吾郷 眞一	4	
ご挨拶	下澤 良太	5	
はじまりは全体の半分 (ἀρχὴ ἡμισυ παντός)	中谷 崇	6	
「将来の抱負」を書かない理由	安井 栄二	7	
着任のご挨拶	吉次 公介	8	
III Sabbatical			
ドイツでの在外研究を終えて	石橋 秀起	10	
IV Report			
フランクフルト大学日本法研究所のある日の授業風景	本田 稔	12	
海外最高裁判所調査	渡辺 千原・山田 希	14	
カンボジア滞在記——スクーリングと諸々	山田 希	17	
V Departure			
立命館での大満足の旅	張 挺	19	
VI Column			
第3回ランチタイム法政研究会	望月 爾	20	
VII Media Coverage I			
学会・研究活動報告		21	
VIII Media Coverage II			
法学部定例研究会		38	
IX Media Coverage III			
学術交流・研究活動		38	

New Dean

新法学研究科長挨拶

法学研究科長挨拶

山本 忠 YAMAMOTO Tadashi

2013年4月1日より法学研究科長に就任いたしました山本忠と申します。1994年に立命館大学法学部に赴任して以来、あしかけ20年の勤務となり、その間様々な学部役職を担当してまいりましたが、大学院役職への就任は初めてとなります。不慣れなことも多く、ご面倒・ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

法学研究科は1950年に設置されて以来、60年以上に及ぶ歴史を積み重ねてまいりましたが、その時々、社会的要請に応えるために、教学内容を多様な形で展開させてきました。本研究科は設立当初から研究者養成を使命とし、少数精鋭の教育研究環境の下で、時代の課題に応える優秀かつ多彩な研究者を輩出してまいりました。この伝統は、今日の研究コースに受け継がれていますが、大学院後期課程までの「ゆるやかな5年一貫制」教育を特色としています。

他方で90年代に入り、大学院で高度の法的知識と理解を修得したうえで法曹等の法律実務家や公務員を目指したいというニーズが高まり、1994年に「専修コース」が設けられました。これは研究者以外の高度専門職や実



務家を目指す人のための大学院教育の課程をいち早く設けたという点で画期的な意義があるものでした。「専修コース」は、その後、「司法専修コース」と「法政専修コース」に拡大していき、多くの入学者を毎年迎えるようになっていきます。しかし、やがて2004年に法務研究科が設置され、さらに2007年に公務研究科が設置されたことで、当研究科の「専修コース」はその志願者の母体層の多くを譲り渡すこととなり、さらなる志願者確保のために、「専修コース」を大きく再編成することを余儀なくされていきます。こうした経緯を経て、現在は「リーガル・スペシャリスト・コース」と「法政リサーチ・コース」の二つのコースに整理されていますが、この間の司

＜この間の法学研究科前期博士課程の志願者・合格者・入学者の推移＞

年	1998	2001	2004	2007	2010	2011	2012	2013
志願者	159	258	160	106	78	95	57	68
合格者	98	148	113	75	43	58	27	33
入学者	85	113	96	55	33	48	23	28

法制度改革や公務員制度改革、さらには少子化や社会経済情勢の激変等々の影響もあり、前期博士課程の定員 60 名を満たすことはかなり困難な課題となっています。

以上、本研究科の最大の課題である入学者確保の現状についてみてきましたが、本研究科に入学し、学ぶことによって、どのような能力が身に付き、どのような進路を開拓できるのか、志願者の母体層となる学部生諸君により具体的に示すことによって、本研究科の教育研究の魅力をさらに打ち出していく必要があると考えています。

もうひとつ大きな懸案課題について指摘させていただきますと、いわゆる「東京展開」を今後どうしていくのかということがあげられます。「金融と法」東京講座は、法学研究科における高度専門職業人養成の教育カリキュラムの一環として 2003 年度から開始されました。この講座の開設と運営にあたっては、大垣特別招聘教授の才能と人脈に全面的に依拠してきました。この間、多くの受講者を集めてきましたが、2013 年度の受講者は 9 名にとどまりました。金融と法のフロンティアを開拓する本講座の社会的意義のピークが過ぎたということを意味するのでしょうか、慎重に検討しなければなりません。

また J R 東京駅につながるサピアタワー 8 階という絶好の立地に位置する東京キャンパスが、現在、有効に活用されているとはいえません。大学全体として東京でのプレゼンスをどう高めていくのか、そのために東京キャンパスをどのように活用していくのか、長期・中期の戦略をもつことが必要です。法学研究科の提供する東京講座は、そうした戦略の中に積極的に位置づけさせていくことが必要です。

法学研究科は、この間、東京講座の受講生に対して、修士の学位取得を可能にするための方策を検討してきましたが、一昨年の執行部はその実現は困難であるとして断念する判

断をくだしました。では、それ以外の付加価値や魅力を東京講座にどのように設定するのか、再検討が求められています。東京講座のターゲットも、従来のように金融ビジネスに携わる現役ビジネスマンのみでよいのか、現役を引退した高齢世代は講座の対象としてどのような可能性があるのか、本学の O B をリコネクトする拠点として活用するといったことが考えられないのか、といった点についても検討が必要かと思います。

最後に挙げておきたい課題が留学生政策です。近年、法学研究科は、「東アジア展開」を前面に打ち出し、中国・台湾・韓国等の大学との間で大学院推薦入学協定、学生交換協定、特別研究学生の受け入れ協定等を締結してきました。これらの協定に基づき、南京大学、上海交通大学、中国人民大学、台湾国立政治大学院等から学生を受け入れてきました。また、中国政府派遣の大学院留学生プログラム「国家建設高水平大学公派研究生項目」によって、中国政府からの留学生受け入れが始まり、1 名が標準修了年限 3 年で博士学位を取得し、中国に帰国後大学研究者の職を得るという成果も生まれています。このように東アジアからの留学生を継続的に受け入れること自体は、社会的意義のあることです。しかし、今後安定的に研究指導が続けられる体制が整備できているかといえば、心許ない点が多々あります。日本語による読み書き能力の指導を含めて、留学生の研究能力を高めていく仕組みを組織的に構築することが求められています。

以上のような大きな課題の解決にどれだけ貢献できるか、まったく自信はありませんが、少しでも前進できるよう微力ながらも力を尽くしていきたいと考えています。みなさまのご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(やまもと ただし・社会保障法)

新任紹介

New Face

「どうぞよろしくお願いします」

吾郷 眞一 AGO Shinichi

ほぼ20年にわたる九州大学勤務を終えて、4月に法学部に着任しました。その前はILO（国際労働機関）に合計10年おまして、ジュネーブ（本部）とバンコク（アジア太平洋総局）に半分ずつくらい国際労働基準担当職員として勤務しました。30歳代から40歳代半ばという一番の働き盛りに学問研究でなく国際法実務をしていたとはいえ、その前は埼玉大学で助手・講師・助教授というキャリアを踏み出した者でもあり、私はやはり研究者です。しかもILOにおける国際公務は国内行政とは違ってかなり学術的な部分もあり、90年代前後に基準担当アジア太平洋地域アドバイザーとして連日のようにセミナーの類を行っていましたが、それはほとんど国際法の授業をするようなものでもありました。その「授業」でのやり取りが国際法上の理論的考察を促すこともたびたびありました。国際（労働）法学実践以外の何物でもなかったということができると思います。

とはいえ、相当の期間学界から遠ざかっていたため、20年前に帰国したあとはしばらくキャッチアップに時間を要しました。そしてさらに、そのころから日本の大学は大変動期に差し掛かり、古き良き時代とは全く違った環境に研究者は置かれるようになってきました。まず自己点検評価に時間をとられるようになります。評価疲れという言葉が頻繁に耳にするほど、学術研究をしているのか、そこに到達するための手続きに時間をとられているのかかわからない時代が到来しました。次に国立大学の法人化が来て、評価はさらに中心的な位置を占めるようになってるとともに、研究



の時間を犠牲にして管理のために投入しなくてはいけない時間がばかにならなくなります。そして、法学研究者にとっての極め付けが法科大学院の創設でした。運悪いことに私は法人化と法科大学院認可申請の時に法学部長（九大の特殊用語で法学研究院長といいますが）だったのです。それが一息ついたところで今度は国際担当副学長を定年までの4年半務めることになりました。研究者としてスタートし、研究者として生涯を全うするつもりでILOをやめて帰国した身にとっては、この環境は必ずしも最善であるとは言えませんでした。しかし、立命館法学部には同じような境遇の中で立派に学術的な業績を残されている同業者の先達がおられまして、あまり外在的要件をエクスキューズには使えません。

法学は自然科学とは違って、蓄積がものという学問です。まだ私にもできることが残っていると思っています。国際司法裁判所の判事に高齢な人が多いのは昔から有名ですし、学者も70歳、80歳で新鮮な業績を上げることも少なくありません。わたしも、それにあ

やかりたいと思っています。それを、このきわめて風光明媚で、よい研究環境が整った立命館大学法学部で遂行することができることはこの上ない幸せです。ここに迎え入れてく

ださったことを感謝すると同時に、これからさらに研究・教育に精進しますことを誓いまして、ご挨拶とさせていただきます。

(あごう しんいち・国際経済法)

New Face

新任紹介

ご挨拶

下澤 良太 SHIMOZAWA Ryota

はじめまして。

最高裁判所からの派遣教員として、2013年4月から立命館大学法科大学院の教壇に立たせていただいております下澤良太と申します。

現在、週に2回、二条の朱雀キャンパスにおいて「要件事実と事実認定」の講義を担当しながら、京都地方裁判所において現職の裁判官として民事裁判の実務に携わっております。

1999年4月、東京地方裁判所の判事補として任官し、以来、鳥取家地裁、札幌家地裁苫小牧支部、大阪地裁、長野地家裁諏訪支部、そして現在の京都地裁と、全国各地の裁判所において裁判官として勤務し、民事事件を中心に、刑事・家事・少年など様々な分野の事件を担当してきました。

教職の経験は全くありませんので、これまでの裁判実務の仕事とは全く異なる「教える」という仕事を初めて担当することが決まった際には、少々のとまどいもありましたが、かつて自分自身が大学や司法研修所において受けた講義や授業における先生や教官の教え方などを思い出しながら、自分なりに試行錯誤しつつ、意欲のある学生の皆さんの力に少しでもなれるよう、よりよい講義の実現に向けて力を尽くしていきたいと考えております。他の先生方や職員の皆さんには、いろいろとご教示いただいたり、ご迷惑をお掛けしたり



することがあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

既にこれまで何回かにわたり、実際の講義を担当させていただきました。将来どのような法律家になって、どのような仕事をしていきたいか、という点については、学生の皆さんそれぞれが、様々な思いを抱いていると思いますが、「法律家になる」という目標に向かって（場合によっては厳しい覚悟のもと）法科大学院への道を自ら選んだという点においては、皆さん同じだと思います。講義において、熱心に私の話に耳を傾けてくれる学生の皆さんに接するに際して、「教える」ということの楽しさや充実を感じると同時に、講義の時間が、学生の皆さんにとって、それぞれの人生にも関わる極めて重要な時間である

ということに思いを致し、職責の重大性を改めて感じております。

講義においては、必要な知識などを伝えると同時に、裁判官の仕事のやりがいや楽しさ、

そして大変さなどについてもお伝えすることができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(しもざわ りょうた・民事法、要件事実論)

新任紹介

New Face

はじまりは全体の半分 (ἀρχή ἡμισυ παντός)

中谷 崇 NAKAYA Takashi

本年4月に本学法学部に着任しました中谷崇といいます。「ナカタニ」ではなく「ナカヤ」と読みます。私の生まれた町では「ナカヤ」が普通だったのですが、「中谷」名字の著名人は総じて「ナカタニ」と読むので、よく間違えられます。ともあれ、名前の読み方とともに私のことも覚えていただければ幸いです。

さて、この手の挨拶は苦手で、何を語ればよいのか思案に暮れますが、さしあたり、略歴と研究テーマについてお話ししたいと思います。

私は長野県の辰野町というところの出身です。東京にある私立大学に進学しましたが、当初は地元に戻って就職するつもりでいました。ところが、在学中に消費者法に関心を持ち（ちょうど消費者契約法が施行された頃でした）、消費者を救済する仕事に就きたいと思いました。そこで、消費者法を専門的に学ぶために大学院に進学。したつもりなのですが、そこで、指導教官の先生（師匠）のお仕事の様子を目の当たりにして、大学の教員という仕事に強く惹かれるようになりました。結果、今に至ります。こう描写してみると、自分の変節っぷりが浮き彫りになりますね。お恥ずかしい。

院生時代から研究のテーマとしているのは、私法上の錯誤という分野です。これは誤



解を恐れず一言で言えば「間違いをしたとき、契約をなかったことにできるか」を扱っている法制度で、古代ローマの時代から議論されている古典的なテーマの一つです。

たとえば「どの程度の間違いなら契約をなかったことにできるのか」の基準を那邊に設定するのは錯誤論の主要テーマの一つです。これは突き詰めると、何ゆえに間違いをしたら契約をなかったことにできるのかを問うことにつながります。議論は百出していますが、いまだに決着がついていません。そこで私はこの問題に対して、「間違いをした場合でも契約をなかったことにする以外の対処方法があるのではないか」という問題意識、つまり効果の面に着目して錯誤論にアプローチし、この観点から錯誤論の整序を目指して

います。

もちろん錯誤の問題はここに挙げたものに尽きるものではなく、様々な要素がそれぞれ絡み合って玄妙不可思議な様相を呈しています。錯誤を畢生の研究テーマとされていた、さる高名な先生は、晩年「錯誤を研究テーマとしたこと自体が錯誤だった」とボヤいていたそうです。艱難辛苦の事情が偲ばれますが、私としてはフクザツな心境です…。

そうそう。標題について触れねばなりませんね。あやうくスルーするところでした。これは、古典ギリシア語の格言です（「アルケー・ヘーミシュ・パントス」と読みます）。何事もはじめが肝心ということで、特に赴任一年

目の今年を大切に頑張っていきたいと思っています。皆様方、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。あ、来年度以降は手を抜くという意味ではありませんので。念のため。

（なかや たかし・民法）



前任校（駿河台大学）のゼミ生と

New Face

新任紹介

「将来の抱負」を書かない理由

安井 栄二 YASUI Eiji

本年4月より法学部に着任しました、安井です。5年前に前任校である大阪経済大学経済学部に着任するために本学法学研究科を離れて以来の「出戻り」です。よろしくお願いいたします。

さて、着任挨拶の原稿を書くにあたって、5年前に本誌へ寄稿した拙稿を読み返してみました。相変わらずの駄文であり自分の表現能力の無さを恥じるばかりですが、「将来の抱負」について全く触れられていない点に今更ながら気付きました。5年前にどういった心境でこの原稿を書いたのか、今となっては私自身よく分かりません。ただ、「旅立ちのご挨拶」だから過去を振り返ってみただけなのかもしれません。しかし、今となって考えてみると、それまで法学部・法学研究科で法学を専攻してきた自分が、経済大学の経済学



部という、いわば「未知の領域」に踏み込むことへの不安を感じ、「将来の抱負」を抱けずにいたのではないかと思います。

それでは、当初不安に満ちていた前任校での5年間について振り返ってみたいと思います。大阪経済大学では、私が着任する数年前

から教員数を増やし新規の人事を多数行っていたことから、若手教員がたくさんいました。2008年には経済学部を私を含めて5人が着任しました。その全員が当時35歳以内の若手で、かつフレンドリーな方々ばかりでしたので、専門外とはいえ私もすぐに溶け込むことができました。そもそも大阪経済大学経済学部には、経済学の他にも農学、社会学、地理学、教育学、史学など、様々な分野の先生方がおられます。専攻分野の違いに伴う考え方の相違によって摩擦が生じることもありますが、私にとっては、見聞を広げる良い機会となりました。特に、教授会の後に有志で飲みに行った際には、学問の話から野球の話（やはり「大阪」なので「今年の阪神は・・・」という話になります）まで大いに盛り上がりました。当初は不安に思っていた他学部での教員生活も、良い先生方に囲まれて、いつしか居心地の良いものとなっていきました。

また、経済学部で法学の応用科目である「税法」を講義したことも良い経験でした。法学

部出身者としてはついつい「当たり前」として飛ばしてしまう事柄が、経済学部生からすると「何故だ」ということになり、それをうまく説明できなければ、自分自身が実は完全には理解していなかったんだと気付くことができました。ただし、ゼミについては「内容が難しい」ということであまり選択してもらえず、不開講の年まであったのは残念でした。それでも、初年度に担当したゼミ生が私との出会いで税理士を目指し、大学院に進学して、この3月に無事修了し、4月からとある税理士法人に就職したことは、私にとって感慨深いものでした。

そうこうしているうちに、紙幅がなくなってきました。そういえば今回もまだ「将来の抱負」を書いていませんね。前回の拙稿に「将来の抱負」が書かれていないのは、単なる「紙幅の関係」だったのでしょうか。いや、もしかすると、本学法学部に着任することに何かしらの不安があるのかもしれない（笑）

（やすい えいじ・税法）

新任紹介

New Face

着任のご挨拶

吉次 公介 YOSHITSUGU Kosuke

2013年4月に法学部に着任致しました吉次公介と申します。専門は戦後日本政治外交史で、本学では主に「戦後日本政治史」と「近代日本政治史」を担当します。

長崎県生まれ、山口県育ちです。大学・大学院時代を東京で過ごした後、2000年から13年間、沖縄県宜野湾市に位置する沖縄国際大学で教壇に立ちました。その間、ハワイにある東西センター（East West Center）の客員研究員も勤めました。

主要な研究テーマは、日米安保体制史です。



一般的に、日米安保体制は戦後日本外交の基軸だといわれます。その一方で、日本外交がしばしば「対米追随」と揶揄されることや、沖縄の米軍基地問題にみられるように、日米安保体制が深刻な問題を抱えていることも事実です。果たして日米安保体制とは何なのでしょう。歴史研究を通して日米安保への理解を深め、あるべき姿を模索すると同時に、戦後日本における「平和と民主主義」のあり方を問い直したいと考えています。

日米安保の歴史を学ぼうと、沖縄の米軍基地問題を避けて通ることはできませんが、その点で、米海兵隊普天間基地に隣接する沖縄国際大学での歳月は、私にとってかけがえないものとなりました。2004年には、米軍ヘリコプターが沖縄国際大学に墜落するという衝撃的な事件も経験しました。最近では、米軍の新型輸送機オスプレイの配備が問題化しています。どうすれば沖縄の「過重負担」を軽減することができるのでしょうか。日本国民全体で考えるべき課題です。

ところで、「歴史研究」といわれても、何をやっているのかよく分からない、という方も多いのではないのでしょうか。研究書を読むことが欠かせないのはもちろんですが、歴史研究の醍醐味は新史料の発掘にあります。

歴史研究者は、さまざまな図書館や公文書館を訪れ、新史料を探し求めています。私も、国立国会図書館、各大学図書館はもとより、外務省外交史料館、ワシントンDCのアメリカ国立公文書館、ボストンのケネディ大統領図書館などに足を運び、膨大な史料群に目を通してきました。史料調査は、「宝探し」に似ています。一日中公文書館で調査をしても、ほとんど成果がないことも珍しくありません。しかし、通説を覆すような重要な新史料にめぐりあうこともあります。私はかつてア

メリカ国立公文書館で、昭和天皇が日米安保を重視していたことを示す大変重要な新史料を発見したことがあります。そのときの驚きは今も鮮明に覚えています。新史料との邂逅なくして、新たな歴史像の構築はないといっても過言ではないでしょう。

学生の皆さんに、歴史を学ぶ意義と歴史学の魅力を十分に伝えられるよう努力して参る所存ですので、ご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(よしつぐ こうすけ・日本政治外交史)



Sabbatical

外留報告

ドイツでの在外研究を終えて

石橋 秀起 *ISHIBASHI Hideki*

私は、2012年4月から1年間、ドイツ連邦共和国・バーデンヴュルッテンベルク州・マンハイム市において在外研究を行ってまいりました。当地における所属研究機関は、「ドイツ・ヨーロッパ・国際医事法・保健法・生命倫理研究所 (Institut für Deutsches, Europäisches und Internationales Medizinrecht, Gesundheitsrecht und Bioethik) (以下、IMGB と略記します)」です。同研究所は、ハイデルベルク大学とマンハイム大学が共同で設置したのですが、関連施設はすべてマンハイム大学内にありますので、事実上、マンハイム大学で在外研究を行ってきたと言って差し支えないかと思います。

マンハイム大学は、1907年に設立された市立の商科大学 (Handelshochschule) を前身とし、1967年に総合大学 (Universität) に昇格した州立大学です。学部は、法経学部 (法学科・経済学科)、経営学部、社会科学部、哲学部、経済数学部の5学部から成り、学生数はおよそ12,000名です。学部の構成や学生数からしても、また、歴史の浅さからしても、同大学は、ドイツの伝統的な総合大学とはかなり趣が異なっています。ベルリン・フンボルト大学におけるヘーゲル、フライブルク大学におけるフッサールといった歴史上の偉大な学者は、マンハイム大学にはおりません。かわりに、ドイツ屈指のビジネススクールを設置し、毎年多くの企業人を輩出していることが、マンハイム大学の誇りであると言ってよいでしょう。

マンハイム大学に私を招いてくださったのは、IMGBの所長でマンハイム大学法経学部

教授のヨッヘン・タウピッツ先生 (Prof. Dr. Jochen Taupitz) です。先生のご専門は、民事責任法で、とりわけ医師責任ないし専門家責任全般に精通されています。また、ここ数年は、IMGBにおける研究活動とも関連して、生命倫理に関する法的問題にも関心をもっておられるようです。さらに、先生は、ドイツ倫理委員会 (Deutscher Ethikrat) のメンバーでもあるため、週に2〜3日は、ベルリンのオフィスで執務されています。

よく知られていることですが、ドイツの大学では、人文・社会科学系の学部においても、理系学部と同様、研究室 (Lehrstuhl) の制度があり、教授を頂点として、秘書、研究員、学生助手が1つのチームを形成しています。タウピッツ先生の場合、学部の研究室に加え、IMGBがありますので、それぞれに固有のスタッフが配置されています。私は、IMGBの客員研究員でしたので、主にIMGBの方たちと接していましたが、昼休みなどには、学部スタッフの方たちともお話しすることができました。また、IMGBでは、定期的に“Taupitz Time”とよばれる研究会があり、研究員たちが各自のテーマについて報告を行います。ここ数年は、先生が倫理委員会のお仕事でご多忙のため、開催回数がかなり減っているのですが、それでも研究員の報告を聴くことができたのは、貴重な経験でした。このほか、研究以外の行事として、年に1回行われる“Veteranentreffen”に参加できたことは、今ではとても良い思い出となっています。これは、かつて学部の研究室やIMGBに在籍していた方々と現役のスタッフとがタウピッツ

先生のもとに集まり、一緒に遠足に出かけるというのですが、私が参加した2012年は、ライン川沿いの散策や、マンハイム宮殿内にある博物館の見学などが行われました。こうして、研究面においても、それ以外の面においても、とても充実した日々を送ることができたのは、タウピッツ先生をはじめスタッフの皆さんのおかげであると、痛感している次第です。

さて、話題を大学から日々の生活に移すことにいたしましょう。私が住んでいたマンハイム市は、人口が約30万人で、州内ではシュトゥットガルトに次ぐ大きさの都市です。しかし、どういうわけか、同市は、日本人にとって、馴染みのうすい町であると言わざるをえません。クラシック音楽のファンであれば、ザルツブルクでの職を辞した青年モーツァルトが新たな職を求め立ち寄った場所として、知っている人もいるかもしれません。また、モータースポーツのファンであれば、F1ドイツGPが開催される「ホッケンハイムリンク」への乗り換え駅として知っている人もいるかもしれません。しかし、それ以外のことで日本人がマンハイムについて耳にすることは、ほとんどないのではないのでしょうか。かつてプファルツ選帝侯カール・テオドル（Karl IV. Philipp Theodor）が宮廷をおいたマンハイム宮殿は、ヨーロッパではヴェルサイユ宮殿に次ぐ規模のバロック建築だそうですが、残念ながら戦争で破壊されたため、今ある建物

は再建されたものです。また、カール・テオドルは、晩年にバイエルン選帝侯となったため、それ以降、マンハイムの宮廷文化（例えば、音楽における「マンハイム楽派」など）は急速に衰えていったといわれています。このように、マンハイムは、観光資源に関して、いささか損をしている町だといえます。

しかし、その一方で、マンハイムは、生活には大変適した町です。まず第一に、交通の便が良いことがあげられます。マンハイムは、フランクフルト空港から特急で30分のところにあり、また、ドイツの主要都市やパリへの直通列車が運行しているなど、交通の要衝として知られています。また、“Mannheimer Quadrate” とよばれる碁盤の目状の旧市街には、デパートやドイツ国内の主要チェーン店が展開しており、生活で不便さを感じることはほとんどありません。IMGBで調べものした後、アパートに戻り、妻と一緒に買い物に出かけ、帰りにイタリアのアイスクリームを買って広場のベンチで食べる。こうした日々が、今では夫婦の良い思い出となっています。

日本への引越しのため荷造りに追われていた3月の終わり頃、私と妻は、タウピッツ先生から食事のお誘いを受けました。場所は、先生が「秘密の場所」とよぶ庭のきれいなレストランでした。食事を終え、店を出る際、先生は私たちに、「次は、夏にこの庭で食事をしましょう」と言われました。このとき、先生への1年分の感謝の気持ちと共に、

IMGBの一員であるとの思いを一層強くした次第です。

（いしばし ひでき・民法）



現在、マンハイム大学のキャンパスとして使用されているマンハイム宮殿。IMGBは写真やや右側、西ウイングの付け根に位置する。

Report

海外報告

フランクフルト大学日本法研究所の
ある日の授業風景本田 稔 *HONDA Minoru*

昨年の12月4日の夕方、フランクフルト大学法学部（ヴェステント校）の「現代日本法入門」の授業の一環として、映画「それでもボクはやってない」の上映会が催されました。日本法研究所助手のガブリエーレ・コッジオールさんから連絡をいただいたので、さっそく見に行きました。上映後にディスカッションが行われると言われたので、いくつか気がついた点をメモしながら見ました。

上映の前に、日本法研究所所長のモーリッツ・ベルツ先生（会社法・日本法）が、映画の内容を簡単に説明され、日本の刑事手続の特徴を発見してほしいという趣旨の話をされました。また、ベルツ先生から友人の刑事弁護士と裁判官が上映会に出席していること、また日本の刑法研究者（本田のこと）も参加していることが紹介されました。

ご存知の方も多いと思いますが、この映画は、満員電車のなかで痴漢の疑いをかけられた若い男性が逮捕・勾留され、状況証拠や目撃証言も十分に検討されることなく、被害者



映画上映会の開催の趣旨を説明する
モーリッツ・ベルツ教授

の女子高生の主張だけを根拠にして有罪判決が言い渡されるという典型的な冤罪事件を取り上げ、冤罪が作り出されるメカニズムとその被害の重大性を問題にしたものです。上映後、ベルツ先生が学生からの質問に対して答え、日本の刑事手続について説明されました。特に関心が寄せられたのは、公判の途中で担当の裁判官が交代したことです。なぜかというところ、ドイツ刑事手続法上、刑事裁判の途中で裁判官が交代することはありえないからで



フランクフルト大学法学部・経済学部棟
(ヴェステント校)



フランクフルトのレーマー広場にある
正義の女神像

す。それについては、私が日本語で説明することになりました。裁判官が様々な理由から裁判の途中で交代することはありますが、この映画で裁判官が交代したのは、この映画の核心部分にあたるとして、次のように指摘しました。「あの裁判官は、自分の裁量にもとづいて、傍聴席の数以上に傍聴人を認めました。また、若い司法修習生に対して、刑事裁判の鉄則は何かと問い、その答えとして、なによりも無辜の不処罰を強調しました。このようなリベラルな言動が交代させられた原因の一つであった可能性があります」。ベルツ先生は私の説明を聞いて、「なるほど」と膝を打っていました。

2012年度にフランクフルト大学法学部で日本法講義を担当したのは、日本法研究所助手のコツィオールさんです。彼女は、民法学で法学博士の学位を取得し、現在は日本法研究所に勤務しています。日本留学の経験もあり、流暢に話される日本語には驚かされます。同じ助手のマルクス・ティアーさんは、弁護士資格を取得した後、日本の金融法に関する博士論文を執筆するためにベルツ先生のもとで研究しています。ドイツは人口比で日本よりも法曹人口の多い国で、そのなかでしっかりと仕事をするためには、高度な専門的知識が求められると言われています。ティアーさんの机の上には「インサイダー取引規制」などの日本語論文のコピーが数多く積み上げられ、縦書きの文章には色付きのマーカーで

ラインが引かれていました。

フランクフルト大学では毎年150人ほどの学生が日本学を専攻し、文学や歴史の他日本法や経済を勉強することができます。そのうち30人ほどの学生が、毎年、日本法の講義を受講します。日本語や日本文化の講義が行われている日本学研究所（ボッケンハイム校）の活動も活発で、講演会や映画上映会などが日常的に行われています。

フランクフルト大学の発祥の地は、市内西部のボッケンハイムです。そこには大学本部があり、学部としては社会科学部もあります。通りを一本隔てたところには、社会研究所の建物があり、そこはアドルノやホルクハイマーが思索を重ね、一つの時代を作りあげた場所です。しかし、このボッケンハイムも2017年度中に閉鎖され、大学の施設の全てがヴェステント校に移設されるそうです。一つの時代は過去のものになってしまいましたが、批判的な知的営為がヴェステント校でも続けられることを期待しています。

（ほんだ むのる・刑法）



フランクフルト大学社会研究所
（ボッケンハイム校）

Report

海外報告

海外最高裁判所調査

渡辺 千原 WATANABE Chihara
山田 希 YAMADA Nozomi

はじめに

市川正人教授を研究代表者とする科研基盤研究 (B)「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」では、日本の最高裁判事とその判決行動についてデータベースを作成し、その特徴、裁判官の出身母体との関連などについて共同研究を進めているが、そのもうひとつの柱が、比較研究である。このたび、2013年2月20日～26日にかけて、多田一路教授・松尾剛准教授と山田がフランス調査、3月5日～10日にかけて市川正人教授・田村陽子教授と渡辺がオーストラリア調査を行ったのでここに報告する。

フランス調査 山田希

フランス調査は、2月20日から26日（移動日を除く）にかけて、パリ市内にあるホテル・ペロイ・サンジェルマン（なかなか快適なホテル）を拠点に行った。通訳のために松尾剛氏（フランス文学）にも同行を依頼し、パリ第2大学で在外研究中の多田一路氏（憲法）とも現地で合流した。インタビューに応じて下さったのは、本学にも招聘したことのあるロイック・カディエ氏（パリ第1大学教授。民事訴訟法、司法制度論）をはじめ、氏に紹介していただいたダニエル・タルディフ氏（破毀院判事）、ギー・カニヴェ氏（憲法院判事）のほか、多田氏の受入れ教授の同僚であるドミニク・ルソー氏（パリ第2大学教授。憲法）の4名である。雪が舞う寒いパリでの珍道中(!?)については別の機会に譲ることとし、ここでは司法組織のあり方や裁判官のキャリア・システムに関し、インタビューのなかで



破毀院判事・タルディフ氏（左端）、
同調査官・バルロー氏（右端）とともに

強く印象に残った点を中心に報告したい。

我々がまず知りたかったのは、最高裁の判事が具体的にはどのような基準で選ばれているのかという点であったが、4名の回答者の話を総合すれば、次のようになる。破毀院の判事（220名のうち圧倒的多数は事実審の裁判官出身で、ごく稀に弁護士・学者出身者がいる）は、司法官職高等評議会という組織によって選ばれるが、その際に考慮される要素には、裁判の進め方や判決までに要する時間、裁判当事者に対する対応状況などがある。これに対して、憲法院の判事（大統領経験者を除いて9名）は、大統領、国民議会議長、元老院議長の権限で任命されるが、多様なキャリアをもつ者（破毀院や行政裁判所の判事、弁護士、学者等）で構成されており、人選の基準は、その人の評判や破毀院長であった等の権威（*autorité*）である。

キャリア（出身母体）の違いが判決に及ぼす影響については、破毀院でも憲法院でも、基本的にはない、というのが一致した回答であった。その理由は、破毀院に関していえば、判事の役割は法の——いわば機械的な——適用であって事実の判断ではなく、非政治的かつ中立（impartialité）であることが最大の職業倫理だからというものであり、憲法院に関していえば、合憲性に関する意見は各自で異なりうるものの、判決は、常に討論を——可能な限り全員一致に至るまで——行っただけで形成される「集团的」なものだからというものであった。

ちなみに、判事は、破毀院でも憲法院でも、判決のなかで個別的な意見（反対意見や補足意見等）を表明することはできない。なぜなら、判決は権威あるものでなければならないところ、複数の意見があったとすれば、その分だけ判決の権威が損なわれるからである。ゆえに、討論の秘密も絶対である。とにかく異口同音に強調されたのは、判決は「個人的なものではない」という点であった。



もと宮殿であった憲法院の1室

このほかにも興味深い話をたくさん伺うことができたが、紙幅の都合で紹介できないのが残念である。最後になったが、専門外の事柄について、汗を拭いしつつ一生懸命に通訳をしてくださった松尾氏に心からの謝意を表したい。回答者がみな饒舌ともいえるほど多く

を語ってくれたのは、氏の謙虚で真摯な姿勢が目映ったからだと思う。

オーストラリア調査 渡辺千原

オーストラリア調査は、法務研究科で毎年開催している「京都セミナー」でお世話になっているシドニー大学のルーク・ノッテジ教授のコーディネートのもと、キャンベラとシドニーの2都市で調査を行った。キャンベラは市川教授と渡辺で、後半のシドニー調査には田村教授も参加いただいたの調査と相成った。



オーストラリア・ハイコートにて
左から2番目 Kiefel 裁判官 3番目 Hyne 裁判官

3月5日は長い空の旅を経てキャンベラに到着するなり、オーストラリア国立大学のFiona Wheeler教授へのインタビュー、ひきつづきオーストラリアの最高裁判所に当たるハイコートのKiefel判事との面談と、いきなり調査の最大の山場を迎えた。オーストラリア初上陸の渡辺は、オーストラリアを「アメリカの田舎のようで、素朴で率直な人々の国」と勝手に想定し、合衆国憲法の影響を受けて制定されたオーストラリア憲法、違憲審査制についても、同様にアメリカ的なものとのイメージを描いていた。しかし、オーストラリアはコモンウェルス、イギリスの影響が強く、階級意識も強く、研究者も裁判官も上品で控えめ、「饒舌」とは言えなかった。裁判所についても同様で、政治的役割はあまり期待さ

れておらず、裁判官の任命過程にも大きな違いがあった。ハイコート判事は、おおむね都市部のバリスター出身者で日本の最高裁以上に同質性が高い。出身州や出身母体の多様化も求められてはいるが、今回話を伺った研究者も裁判官も、それほど現状に問題を感じていないようであった。1986年～1995年のMason長官時代には、ハイコートで憲法に明文のない人権を読み出すような積極的（冒険的とも評価される）判決が多数出たが、現在は従来のリーガリズムに回帰しているともいわれる。市川教授による、日本の最高裁の受動性についての批判的な紹介に対しても、「受動的なのは司法の本質。何が問題？」という切り返しが何度かみられ、問題認識の地平に相違があるのを感じた。

私たちがハイコートを訪問した日は、最近任命されたPatrick Keane裁判官の就任式が執り行われるという記念すべき日だった。ハイコート裁判官は7名、ハイコートが発足した1901年から数えても12名の長官と45名の裁判官しか任命されておらず、就任式も減多にないことなのである（もっとも1977年に70歳の定年制が導入されてからは、各裁

判官の任期は多少縮まっているが）。Susan Kiefel裁判官は自身の裁判官室で、セレモニー後にインタビューに応じてくださったのだが、Kenneth Hayne判事も加わってくださり、2名のハイコート裁判官と話が出来たのは幸いであった。

美しいが人工的な町キャンベラでの緊張の調査から大都市シドニーに移動して後半の調査は、ノッテッジ教授が企画してくださったシドニー大学での研究会で始まった。この日は、大学がストをしているという、これまた記念すべき(?)日だったが、ニューサウスウェールズ大学からも研究者が加わって10名あまりの参会での贅沢な会となった。もっとも、市川・田村・渡辺が日本の制度や現状の英語での報告に必死で、貴重な意見交換の時間が限られてしまったのは少々悔いが残った。しかし、その後の元連邦高裁裁判官へのインタビュー、シドニー大学で在外研究中の日本の裁判所判事補との意見交換も含め、全体としてまぶしい太陽の印象の残る、楽しく充実した出張旅行であった。

(わたなべ ちはら・法社会学)

(やまだ のぞみ・民法)



シドニーにて 左奥が 元連邦高裁裁判官 Lindgren氏
手前がルークノッテッジご夫妻

カンボジア滞在記——スクーリングと諸々

山田 希 YAMADA Nozomi

3月6日、中部国際空港からタイ航空645便に乗り、カンボジア・プノンペンに向けて出発した。3日に亡くなった母の火葬を前日にすませたばかりの慌ただしい渡航であった。経由地であるバンコクまでの飛行時間は6時間45分、乗換えの待合せが2時間40分、バンコクからプノンペンまでは1時間15分である。今年のちょうど同じ日にはモンゴル・ウランバートルへ向かっていたが、今回の出張もそのときと同じく、名古屋大学・法政国際教育協力研究センター（Center for Asian Legal Exchange：通称“CALE（ケール）”）の依頼を受け、日本法を専攻する学生に日本民法のスクーリングを行うためのものである（CALEの概要については本誌69号15頁を参照されたい）。

プノンペン国際空港では、カンボジア王立法経大学の日本法センターで日本法の教育にあたっているTさんが出迎えてくれた。彼は、文学部を卒業して国会議員の秘書を務めた後、一念発起して東大のロー・スクールで学び、見事1回で司法試験に合格して大手の法律事務所に勤務していたという、ちょっと変わった経歴の持ち主である。センターには、彼のほかにも3名の日本人スタッフ（日本語担当）がいたが、うち一人は、驚いたことに本学の、しかも法学部（市川正人ゼミ）の卒業生であった。

到着日の翌日は、午前中は2年生を対象に、午後は3、4年生を対象に授業を行った。2年生は、まだ日本語を習い始めて間がないためか、私の話がほとんど理解できないようであった。3年生になると、日常会話レベルでは



アンコール・ワットの壮麗な祠塔群

問題なく通じるが、債権者代位権だの連帯債務だのといった債権法の複雑な話になると、少々、心許ない（何しろ3人以上の登場人物がでてくる制度である！）。クラスの半分が3年生だったので困ったが、4年生に説明を頼むと、さすがは最上級生、皆近くにいる後輩を相手に熱心に教えてくれた（もっとも、クメール語なので、彼らの説明が正しかったのかどうかはわからない）。

☆☆☆

翌8日（金）は、「国際女性デー」で大学は休みであった。ネットで調べてみると、1904年のこの日にニューヨークで婦人参政権を要求するデモが行われたことを受け、ドイツの社会主義者が記念日とするよう提唱したとある。昨年訪れたモンゴルでもこの日は祝日とされており、スクーリングに参加した男子学生が女性スタッフにケーキを贈っていたのを思い出した。なぜか日本人にとっては、あまり馴染みのない日である。

そんなわけで金・土・日と3連休になるので、

アンコール遺跡を3日間で周る計画を立てていた。早朝の飛行機でシェムリアップに向かい、現地の女性ガイドさんの案内で、さっそく世界文化遺産であるアンコール・ワットを訪れた。天空の楽園をイメージしたとされるだけあり、遠くから眺めれば緻密な計算のもとに配置された祠塔群の美しさに圧倒され、敷地内に入れば壁面に浮かび上がるレリーフの妖艶な世界に思わず引き込まれる。気温は30度を超えており、26歳のガイドさんも少々バテ気味のご様子であったが、私はといえば、年甲斐もなく一人はしゃぎまわっていたのであった。

ところが、である。夕方にホテルへ帰ると、何だか体調が思わしくない。あれよあれよという間に熱が上がり、意識も朦朧としてきた。後から考えれば単なる風邪だったような気がするが、そのときは、渡航前にもらっていた「カンボジア訪問時にご注意いただきたいこと」というチラシにあった「蚊がたくさんいますし、さされると、デング熱（ワクチンがありません）や場所によってはマラリアなどになる恐れがあります」という文句が頭から離れなかった。結局、休日の残り2日間は、ホテルでずっと寝ている羽目になった。

☆☆☆

週が明けた11日には、どうにか体調も持ち直し、2コマ連続の授業も無事にこなすことができた。その日の夜は、スタッフの方達と一緒にカンボジア風の日本料理(?)を食

べに出かけたが、アンコール・ビールの力も手伝って、いろいろな話題に花が咲いた。途中、前出のTさんから株式投資の指南を受けたりもしたが、彼から伺ったところによれば、カンボジア証券取引所に上場している企業はプノンベン水道公社の1社だけであるとのこと。フン・セン首相が標榜する「ODA依存からの脱却」「海外直接投資の誘致による更なる経済発展」は、まだ途についたばかりのようである。

帰国日の12日は、午前中にトゥール・スレン博物館の見学に行った。ここは、ボル・ポト政権下で「反革命分子」とみなされて捕えられた人々が激しい拷問を受けて尋問された施設である。案内役を頼んだ4年生のスレイダエンさんとヴィリヤーさんも訪れるのは初めてだったそうであるが、実際に使われた拷問器具や収容された人々の顔写真が展示されており、そのあまりの生々しさに3人とも言葉を失ってしまった。

午後には最後の授業と学年論文の発表会があったが、それですべての日程が終了した。帰りの飛行機のなかでは、トゥール・スレンで買ったコン・ボーン著＝菅原秀編『殺戮荒野からの生還』（2012年）を読んだが、そこに描き出されたボル・ポト時代の暗闇と壮麗なアンコール遺跡、そして礼儀正しく穏やかな学生さん達の笑顔の数々が、交互に脳裏を駆け巡った。

（やまだ のぞみ・民法）



3、4年生と一緒に

立命館での大満足の旅

張 挺 ZHANG Ting

私は2009年9月15日から立命館大学に留学し、2012年10月15日に日本を離れるまで、3年1ヶ月日本で過ごしました。その後帰国して2013年1月から杭州師範大学法学部に専任講師として着任しました。今振り返れば、立命館の三年は、夢のような旅だったと思います。その間多くの方々にお世話になりました。まず、留学前から指導していただいた恩師である吉村良一先生には大変お世話になりました。吉村先生を知るきっかけは、修士時代に中国国家図書館で「民法争点」というジュリスト別冊が目に入ったことです。その中に吉村先生が執筆された「不法行為の差止訴訟」という項目があり、私は「差止」という中国では重視されていない問題に関心を持ちました。その直後、ひとりで京都に旅行しました。この旅で、京都の美しさに完全に征服されました。これらの「縁」のお陰で、私は中国国費奨学金を申請し、吉村先生のもとで、不法行為法や環境法を勉強しながら、「公害差止」というテーマで博士論文を執筆しました。吉村先生は、論文の指導はもちろん、ゼミの出席や日本語の修正など、様々な方面から優しく見守ってくださいました。

他にもたくさんの先生方にご指導をしていただきました。特に二宮周平先生からは、家族法判例研究の自主ゼミに誘っていただき、判例研究の方法や家族法の魅力を教えてくださいました。また、飲み会で触れた二宮先生の温厚な人柄や学者特有の面白さからもおおいに学びました。就職の段階で、推薦書を書いてくださったり、私の論文の抜き刷りを中国の先生に送ってくださったり、二宮先生は、



僕の第二の指導教授と言っても過言ではありません。その他、日本民法について指導してくださった臼井豊先生と石橋秀起先生に厚く御礼申し上げます。また、出口雅久先生、望月爾先生、小田美佐子先生は、国際交流の面でお世話になりました。法学研究科の先生たちは本当に熱心で、全面的に院生を支えてくださったと感じます。先生方のご指導以外に、立命館大学法学研究科研究コースの先輩後輩にも感謝したいと思います。特に先輩の中村悠人さん、大西貴之さん、金子博さん、張小寧さん、松倉治代さん、金成恩さん及び後輩の張悦さん、徐文海君とは、共に恵まれた研究室を作りました。皆さんとの思い出は一生の宝物として大事にします。

このように、立命館での三年間において、私は法学研究の方法を学んだだけでなく、自立した研究者としての学問の自由や法の理念も身につけました。これからは、少しでも留学の経験を生かして中国の法学研究及び法律実務を進めることができれば幸いです。また、この三年間において私は、学問以外に京都の優雅さを満喫することができました。静

かな小道や古い木造家屋そして数えきれない古跡には、私の足跡が残りました。京都は僕の一番好きなのところになっています。今後必ずまた訪れたいと思います。

最後になりましたが、立命館に進学する前

後からご指導、お世話くださった吉村先生に改めて御礼を申し上げます。先生の学恩は、今後大学の仕事をしながら、研究の成果をもってお返ししたいと思います。

(ちょう てい・民法、環境法)

Column

最近の研究活動から

第3回ランチタイム法政研究会

2013年3月12日、第3回のランチタイム法政研究会が学而館2階の第2研究会室において開催されました。ランチタイム法政研究会は、法学部・法学研究科・法務研究科の教員や大学院生が分野を越えて、自由な研究交流の機会を設けることを目的に2010年度から開催されています。第3回の今回は、民法の木村和成准教授に、「大審院（民事）判決研究の新局面」と題する研究報告を行っていただきました。研究会当日は、法律学と政治学の分野を越えて15名近くの教員や後期課程の大学院生の出席がありました。

まず、木村准教授より「賃借権に基づく妨害排除」について検討する過程において、大審院民事判例集（民集）への登載が、後の判決や学説に大きな影響を与えていたことから、民集への登載基準や担当判事の学識の反映などに興味を持ち、それが大審院判決の研究に取り組むきっかけとなったという紹介がありました。また、民事判決原本の保存の状況について、平成12年春より各大学より国立公文書館つくば分館へ移管され、現在昭和18年分までは審査のうえで閲覧が可能となっていますが、つくば分館へのアクセスの問題や閲覧審査の手間、未整理の資料の存在など、様々な研究上の障害が存在するというお話がありました。さらに、実際の判決原本の閲覧



により、登載と不登載の基準や判決文の脱落や加工・修正の痕跡、受命判事の特典など研究上の発見があり、それが現在の民事法学に新しい理解と視点を与えうるという研究の意義と可能性を述べられました。そして、最後に大審院判決のデータ・ベース化や民集、法律新聞等の判例集との照合などの課題の指摘がありました。出席者からも受命判事の特典の意義や学識の反映可能性などについて、活発な質疑が交わされました。この、大審院判決の研究成果は、今後も立命館法学などで公表されていくとのことでした。

ランチタイム法政研究会は、次年度以降も開催の予定です。報告を希望される方は、ぜひ法学部共同研究室までお申し出いただければと思います。よろしくお願いします。

(前研究委員長 望月 爾)

吾郷眞一教授

著書：(共著) “Non-Economic Criteria in the Formulation of the World Trade Regime: From Social Clause to CSR”, Law and Development in Asia, 221-240 頁 (Routledge, 2012 年 11 月)

判例評釈：「消防職員が団体を結成し活動することへの牽制が違法とされた事件」法学セミナー増刊・速報判例解説(新・判例解説 Watch) 10 号 305-308 頁 (2012 年 4 月)

書評：「マイケル・ヒューバーマン著『ごこちないカップル——国際貿易と労働基準の歴史』」日本労働研究雑誌 632 号 108-110 頁 (2013 年 3 月)

学会報告：(パネリスト)「国際法と生きる」アジア国際法学会日本協会春季研究大会、アジア国際法学会日本協会、森濱田松本法律事務所 (2012 年 11 月 30 日)

研究会報告：「入管法と実務的課題(国際機関での経験から)」、人の国際移動と法——入管法制をめぐる——シンポジウム、立命館大学 (2012 年 12 月 8 日)

その他：科研費・基盤研究 (C)「国際法秩序の中の国際労働法」研究代表

安達光治教授

論文：「国家秘密保全法制と刑事法」田島泰彦/清水勉編『秘密保全法批判——脅かされる知る権利』109-121 頁 (日本評論社、2013 年 3 月)

「集合住宅共用部分における法益主体とその権限について」立命館法学 345・346 号 19-57 頁 (2013 年 3 月)

その他：「幫助(刑法 62 条)～教唆及び幫助の処罰の制限(刑法 64 条)」住居を侵す罪(刑法 130 条～132 条) 浅田和茂/井田良編『新基本法コンメンタル刑法(別冊法学セミナー no.219)』190-196 頁、295-300 頁 (日本評論社、2012 年 9 月)

「住居を侵す罪(刑法 130 条～132 条)」伊東研祐/松宮孝明編『新・コンメンタル刑法』238-243 頁 (日本評論社、2013 年 3 月)

生熊長幸教授

著書：『わかりやすい民事執行法・民事保全法〔第 2 版〕』(成文堂、2012 年 5 月)

『物権法〔三省堂テミス〕』(三省堂、2013 年 3 月)

判例評釈：「競売不動産の元所有者の買受人に対する固定資産税等の日割精算額の不当利得返還請求が否定された事例〔大阪地判平 23・2・7 判時 2122 号 103 頁〕」判例評論 638 号 (判例時報 2139 号) 164-168 頁 (判例時報社、2012 年 4 月)

「求償権が破産債権である場合において財団債権である原債権を破産手続によらないで行使することの可否〔最三判平 23・11・22 民集 65 巻 8 号 3165 頁〕」

「求償権が再生債権である場合において共益債権である原債権を再生手続によらないで行使することの可否〔最一判平 23・11・24 民集 65 巻 8 号 3213 頁〕」

民商法雑誌 146 巻 6 号 512-539 頁 (有斐閣、2012 年 9 月)

市川正人教授

著書：(共著) 市川正人/倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』1-12 頁、172-181 頁 (法律文化社、2012 年 4 月)

(共著) 市川正人/曾和俊文/池田直樹編著『ケースメソッド公法 第 3 版』36-54 頁、229-247 頁、250-271 頁 (日本評論社、2012 年 5 月)

論文：「憲法——『運命の人』から考える 国家秘密と知る権利・取材の自由」法学教室 379 号 4-9 頁 (2012 年 4 月)

「サイバースペースにおける名誉毀損と表現の自由」アメリカ法 2012 年 1 号 34-40 頁 (2012 年 5 月)

判例評釈：「市が連合町内会に対し市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供している行為の違憲性を解消するためにとる手段が、違憲性を解消する合理的で現実的な手段であるとされた事例——砂川政教分離(空知太神社)訴訟第二次上告審判決」判例評論 647 号 2-6 頁 (2013 年 1 月)

その他：科研費・基盤研究 (B)「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」(2011～2013 年) 研究代表

科研費・基盤研究 (B) による海外調査(韓国・ソウル) (2012 年 10 月 20 日～24 日)

科研費・基盤研究 (B) による海外調査(オーストラリア・キャンベラ、シドニー) (2013 年 3 月 4 日～9 日)

植松健一教授

著書: (共著) 田島泰彦 / 清水勉編『秘密保全法批判——脅かされる知る権利』191-198 頁 (日本評論社、2013 年 3 月)

論文: 「長谷川憲法学における地方自治——コミュニケーション・住民参加・社会的なもの」杉原泰雄 / 樋口陽一 / 森英樹編『長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法』1040-1056 頁 (日本評論社、2012 年 5 月)
「『既得権益』と『マネジメント』——憲法政治として診た橋下型ポピュリズム」労働法律旬報 1769 号 27-34 頁 (2012 年 6 月)

教科書: (共著) 市川正人 / 倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』12-23 頁、148-159 頁 (法律文化社、2012 年 4 月)

(共著) 松井幸夫 / 永田秀樹編『憲法教室』170-186 頁 (法律文化社、2012 年 4 月)

(共著)『クローズアップ憲法 [第2版]』195-220 頁、235-247 頁 (法律文化社、2012 年 4 月)

その他: (時評)「『維新現象』とは何か」法と民主主義 469 号 6-9 頁 (2012 年 6 月)

(時評)「『決定できる民主主義』できめてはならないこと」愛知憲法通信 2012 年 6 月号 1-2 頁 (2012 年 6 月)

(短報)「現代ドイツの民主主義事情 (雑感)」立命館大学法学部 & 法科大学院 研究 GATEWAY: 今月のコラム (オンライン公開) (2012 年 10 月)

(講演録)「『橋下主義の論理と構造』を読む」季刊・自治と分権 50 号 88-101 頁 (2013 年 1 月)

学界報告: 「<3・11> 後の憲法状況と人権論の態様」、民主主義科学者協会法律部会 2010 年度学術総会全体シンポジウム、民主主義科学者協会法律部会、南山大学 (2012 年 11 月)

研究会報告: 「学術総会全体シンポにむけての予備的検討」、民主主義科学者協会法律部会憲法分科会合宿、民主主義科学者協会法律部会憲法分科会、静岡県浜松市 (2012 年 9 月)

「ドイツにおけるたたかう民主制の実相——憲法擁護庁による監視活動を中心に」、立命館大学公法研究会、立命館大学 (2012 年 10 月)

講演: 「『橋下主義』の論理と構造を読み解く——対抗の糸口を探すために——」、自治労連全国弁護士第 19 回総会、自治労連弁護士、愛知県蒲郡市 (2012 年 9 月)

その他: (学習会) 法学会学術講演会事前学習会「“オキナワ” から考える日本・国・憲法」、立命館大学

法学会冬季学術講演会事前学習会、立命館大学法学会、立命館大学 (2012 年 11 月)

科研費・基盤研究 (C)「『市民の安心感』を手掛かりとした『立法の象徴化』現象の憲法的考察」(2012 年～2014 年) 研究代表

立命館大学研究支援センター 2012 年度後期・研究の国際化推進プログラム「知識基盤社会における大学の構造的変容と大学ガバナンスに関する比較法制度的研究」による海外調査 (台湾・台北) (2013 年 3 月 13 日～16 日)

臼井豊教授

その他: ハンブルク大学 (Reinhard Bork 教授) およびマックス・プランク国際私法研究所にて在外研究 (2011 年 9 月～2012 年 9 月)

大垣尚司教授

著書: 『49 歳からのお金——住宅・保険をキャッシュに換える』 (日本経済新聞出版社、2012 年 5 月)

論文: 「経済のグローバル化と我が国個人金融の課題」季刊 個人金融 Autum 2012 巻 13-22 頁 (ゆうちょ財団、2012 年 11 月)

「司法書士と財産管理業務の展望——民事信託の担い手として司法書士に期待される役割について」登記情報 616 号 13-20 頁 (金融財政事情研究会、2013 年 3 月)

書評: 「ものづくり金融——和田充夫・恩蔵直人・三浦俊彦『マーケティング戦略』(有斐閣アルマ)」ニッキン 2012 年 7 月 20 日号 (日本金融通信社、2012 年 7 月)

「税の本質を知る——三木義一『日本の税金 [新版]』(岩波新書・2012)」ニッキン 2012 年 10 月 19 日号 (日本金融通信社、2012 年 10 月)

「『飛ばし』から学ぶこと——田中周紀『飛ばし——日本企業と外資系金融と共謀』(光文社新書・2013)」ニッキン 2013 年 2 月 15 日号 (日本金融通信社、2013 年 2 月)

研究会報告: 「民事信託」、個人信託研究会、公益財団法人トラスト 60、トラスト 60 (2012 年 6 月)

「民事信託フォローアップ」、個人信託研究会、公益財団法人トラスト 60、トラスト 60 (2012 年 11 月)
「自然災害とリスクファイナンス」、自然災害リスク研究会、金融庁・あらた監査法人ほか、あらた監査法人 (2012 年 12 月)

講演: 「防衛とファイナンス」、防衛省職員向け研修、防衛省 (2012 年 5 月)

シンポジウム: 「個人間信託と専門家の役割」、シ

ンポジウム「民事信託をいかに推進させるか」、一般社団法人民事信託推進センター、日司連ホール（2012年9月）

『『大人世代』とリスクファイナンス』、保険フォーラム 2012、慶應義塾大学（2012年12月）

政府会議報告：「少子高齢化時代における持家の資産価値と新しい住宅金融」、金融審議会 官民ラウンドテーブル「高齢化社会と金融サービス」作業部会、金融庁（2012年11月）

「国民のニーズに合った金融サービスの提供」、第10回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方WG」、金融庁（2012年11月）

その他：「定額家賃保証を活用した空き家再生事業報告書」、平成24年度国土交通省長期優良住宅等推進環境整備事業報告書（2012年6月1日～2013年2月28日）

「長期優良住宅の建築促進・維持保全強化に資する定額借上げ保証を用いた長期優良住宅の将来価値保障スキームの構築とこれを活用した民間住宅事業者の新たな事業モデル提案報告書」、平成24年度国土交通省住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業（2012年6月1日～2013年3月31日）

大久保史郎教授

著書：『いまなぜ公務員の市民的・政治的自由か』（学習の友社、2012年7月）

論文：「長谷川憲法における基本的人権研究」杉原泰雄／樋口陽一／森英樹編『長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法』858-876頁（日本評論社、2012年5月）

「時評・国公法二事件上告審判決と二つの負の遺産」法律時報85巻3号1-3頁（2013年3月）

書評：「古川純編『「市民社会」と共生』』NEWSLETTER・Vol.5-9 10頁（NPO 現代の理論、2012年9月）

報告：「長谷川憲法における基本的人権研究・再論」、民主主義科学者協会春季研究合宿、民主主義科学者協会法律部会、青森（2013年3月29日）

その他：科研費・基盤研究（B）「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」（2010～2012年）研究代表

科研費・基盤研究（B）による研究会主催「人の国際移動と法——入管法制をめぐって——シンポジウム」（立命館大学・衣笠・創思館）（2012年12月7日～8日）

大下英希准教授

論文：「強制執行妨害罪の改正とその検討」立命館法学345号・346号166-210頁（2013年3月）

教科書：（共著）『法学部ゼミガイドブック』（法律文化社、2012年5月）

（共著）浅田和茂／井田良編『新・基本法コンメンタール刑法（別冊法学セミナー no.219）』『自救行為』「242条」「243条」「244条」「245条」96-98頁、542-545頁（日本評論社、2012年9月）

その他：（共著）「学会回顧 刑法」法律時報84巻13号（2012年12月）

研究会報告：判例報告「最決平成24年2月13日」、刑事判例研究会、同志社大学（2012年11月）

シンポジウム：「法学学習において基礎とは何か——法科大学院教員の立場から」、「法学学習において基礎とはなにか?」、西南法学基礎教育研究会、西南学院大学（2013年1月）

岸本雄次郎教授

研究会報告：「信託を活用した事業承継と会社法上の株主平等原則」、個人信託研究会、公益財団法人トラスト60、トラスト60（2012年5月）

「90年代後半ルクセンブルク駐在雑感」、日本独文学会、大阪市立大学、立命館大学東京キャンパス（2012年11月）

講演：「日本における信託法の現状」、立命館大学・中国人民大学法学院・夏季京都セミナー、立命館大学法学部&法科大学院 研究 GATEWAY、立命館大学衣笠セミナーハウス（2012年8月）

その他：（会議）東アジア倒産再建シンポジウム East Asian Association of Insolvency and Restructuring、梨花女子大学校（韓国）（2012年11月）

北村和生教授

著書：（共著）『行政訴訟の実務』771-823頁、1171-1179頁（第一法規、2013年2月）

判例評釈：「名古屋地判平成22年12月9日」法学セミナー増刊・速報判例解説（新・判例解説 Watch）10号51-54頁（日本評論社、2012年4月）

教科書：（共著）『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成25年度』159-169頁、195-221頁（第一法規、2012年12月）

その他：（共著）「判例回顧と展望2011年 行政法」法律時報6月臨時増刊31-34頁（日本評論社、2012年6月）

「ロースクール演習 公法系 第2問」ロースクール

演習 8号 19-28 頁、60-68 頁（民事法研究会、2012 年 8 月）

「地下水保護条例による届出制と行政訴訟」法学教室 391 号 80-87 頁（有斐閣、2013 年 3 月）

シンポジウム：「公的部門における法曹あるいは法律専門家の位置と役割」につきパネリスト及び基調報告として参加。国際シンポジウム「公的部門における法律専門家——その養成と役割の国際比較——」、大阪大学大学院法学研究科法曹養成科研、大阪大学（2012 年 12 月 8 日）

木村和成准教授

研究ノート：「大審院（民事）判決の基礎的研究・4——判決原本の分析と検討（昭和 5 年 9 月分）——」立命館法学 341 号 637-694 頁（2012 年 6 月）

「大審院（民事）判決の基礎的研究・5——判決原本の分析と検討（昭和 6 年 5 月分）——」立命館法学 343 号 685-756 頁（2012 年 10 月）

研究会報告：「大審院（民事）判決研究の新局面」、末川民事法研究会、キャンパスプラザ京都（2013 年 2 月）

「大審院（民事）判決研究の新局面」、第 3 回ランチタイム法政研究会、立命館大学（2013 年 3 月）

その他：科研費・若手研究（B）「大審院（民事部）における判決形成過程の研究」研究代表

倉田玲教授

論文：「定数削減条項の適用除外規定——平等保護の限界と普通選挙の例外」法学新報 119 巻 9・10 号 275-315 頁（中央大学出版部、2013 年 3 月）

判例評釈：「混合診療保険給付外の原則に基づく健康保険法の解釈が合憲とされた事例」法学セミナー増刊・速報判例解説（新・判例解説 Watch）11 号 19-22 頁（日本評論社、2012 年 10 月）

「寺院の信義則違反の不法行為が司法審査の対象とされた事例」新・判例解説 Watch（web 版）憲法 No.66（LEX/DB 文献番号 z18817009-00-010660871）（TKC、2013 年 1 月）

教科書：（共著）市川正人／倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』『平等——子どもを仕分ける法律の限界』『外国人の人権——政治献金一切禁止の不思議』24-35 頁、97-110 頁（法律文化社、2012 年 4 月）

研究会報告：「ベンジャミン・ギンズバーグ『教員団の失墜』（Benjamin Ginsberg, The Fall of the Faculty: The Rise of the All-Administrative University and Why It Matters, New York: Oxford University

Press, August 2011）を読む」、「大学の自治の制度構想」研究会、立命館大学人文科学研究所、立命館大学（2012 年 6 月）

「スティーヴン・ブライヤ『アクティヴ・リバティ』（Stephen Breyer, Active Liberty: Interpreting Our Democratic Constitution, New York: Alfred A. Knopf, 2005）について」、「違憲審査基準論の比較法的再検討」研究会、関西大学、メープル有馬（2013 年 2 月）

シンポジウム：「入国管理のための憲法解釈」、人の国際移動と法——入管法制をめぐる——シンポジウム、立命館大学（2012 年 12 月 7 日）

その他：立命館大学人文科学研究所助成プログラム「大学の自治の制度構想」研究会による現地調査（台湾・台北：国立政治大学、財団法人高等教育評鑑中心基金會、東呉大学、教育部高等教育司）（2013 年 3 月 13 日～16 日）

倉田原志教授

判例評釈・研究：「公立中学校の校長が教諭に対し卒業式・入学式において国家斉唱の際に起立して斉唱することを命じた職務命令が憲法 19 条に違反しないとされた事例」法学セミナー増刊・速報判例解説（新・判例解説 Watch）10 号 13-16 頁（2012 年 4 月）

「大学教授の W2 俸給の合憲性（外国労働判例研究第 194 回 ドイツ）」労働法律旬報 1788 号 25-29 頁（2013 年 3 月）

翻訳：「ハンス・ユルゲン・パピア 予備的データ保存と基本法」立命館法学 344 号 543-555 頁（2012 年 12 月）

教科書：（共著）市川正人／倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』『第 6 章 社会権』『第 7 章 人身の自由』75-85 頁、86-96 頁（法律文化社、2012 年 4 月）

（共著）名古道功／吉田美喜夫／根本到編『労働法 I』『第 2 章 労働基本権』29-43 頁（法律文化社、2012 年 10 月）

小堀眞裕教授

著書：『ウェストミンスター・モデルの変容——日本政治の「英国化」を問い直す——』（法律文化社、2012 年 7 月）

（共著）高橋進／石田徹編著『ポピュリズム時代のデモクラシー』141-164 頁（法律文化社、2013 年 3 月）

論文：Populism as rhetorical politics in Britain and Japan: 'Devil take the hindmost'（JPSA Paper, 2012

年 10 月)

「ブレア・ブラウン労働党政権における中等教育政策の変遷について」日英教育研究フォーラム 16 号 (2012 年 12 月)

「ポピュリズムの日英比較: ネオ・リベラル的ポピュリズムという日本の『特色』」立命館法学 345・346 号 337-363 頁 (2013 年 3 月)

「イギリス選挙制度改革運動と二つの市民団体」月刊『東京』6-17 頁 (2013 年 3 月)

学会報告: 「Populism as Rhetorical Politics in Britain and Japan」、日本政治学会・日欧交流小委員会、九州大学 (2012 年 10 月)

小松浩教授

著書: (共著) 浦田一郎 / 白藤博行編著『橋下ポピュリズムと民主主義』23-42 頁 (自治体研究社、2012 年 10 月)

論文: 「イギリス連立政権と解散権制限立法の成立」立命館法学 341 号 1-19 頁 (2012 年 6 月)

教科書: (共著) 市川正人 / 倉田原志編『憲法入門 憲法原理とその実現』36-47、137-147 頁 (法律文化社、2012 年 4 月)

その他: 「多数意見が届かない同質的二大政党制」しんぶん赤旗 2012 年 10 月 23 日付

「ポピュリズムと民主主義の立て直し」法学館憲法研究所「今週の一言」(2012 年 10 月)

学会報告: 「憲法が求める民主主義のあり方」、2012 年度民主主義科学者協会法律部会学会プレシンポジウム、民主主義科学者協会法律部会、大阪市 (2012 年 7 月)

研究会報告: 「イギリスの解散権制限立法について」、民主主義科学者協会法律部会憲法分科会夏合宿、民主主義科学者協会法律部会憲法分科会、浜松市 (2012 年 9 月)

「イギリス連立政権と選挙制度改革の動向」、福祉国家構想研究会国家体制部会、福祉国家構想研究会国家体制部会、東京都 (2012 年 10 月)

講演: 「小選挙区制によって劣化する日本の憲法政治」、神戸憲法集会、兵庫県憲法会議ほか、神戸市 (2012 年 5 月)

「明文改憲の現段階と橋下『維新の会』」、第 46 回大阪憲法会議総会記念講演、大阪憲法会議、大阪市 (2012 年 7 月)

その他: 情勢報告「憲法をめぐる情勢報告」、憲法記念秋のつどい、京都憲法会議ほか、京都市 (2012 年 11 月)

駒林良則教授

論文: 「通年議会への期待と課題」議会改革白書 2012 年版 111-114 頁 (生活社、2012 年 7 月)

判例評釈: 「市議会議員としての資格において提起する訴訟」、行政判例百選Ⅱ第 6 版 448-449 頁 (有斐閣、2012 年 11 月)

記事: 「初動期を終えた議会改革の課題」自治日報 2012 年 8 月 3 日付

「地方議会法制の変容」自治日報 2013 年 1 月 25 日付

その他: (シンポジウムコーディネーター) 「議会改革の処方箋」、第 2 回議会事務局研究会シンポジウム in 大阪、議会事務局研究会、大阪大学 (2012 年 6 月)

主宰する議会事務局研究会が第 7 回マニフェスト大賞優秀成果賞と審査委員会特別賞を受賞した。

斎藤浩教授

論文: 「住宅地区改良法」Q&A 災害をめぐる法律と税務、加除式 (新日本法規、2012 年 4 月)

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題 1」立命館法学 341 号 20-47 頁 (2012 年 6 月)

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題 2」立命館法学 342 号 34-95 頁 (2012 年 8 月)

「復興特区の仕組みと運用・改正の課題 3」立命館法学 343 号 23-54 頁 (2012 年 10 月)

「行政事件訴訟法第二次改正シンポジウム」判例時報 2159 号 1-30 頁 (2012 年 10 月)

判例評釈: 「訴えの変更と出訴期間——最判昭 61.2.24」行政判例百選第 6 版 392-393 頁 (有斐閣、2012 年 11 月)

研究会報告: 「行政訴訟に必要な最少限の法技術・法理論」行政関係事件専門弁護士ネットワーク研究会、日本弁護士連合会会館 (2012 年 9 月)

その他: (研究会コーディネーター) 「法務省検証報告書を検証する」、シンポジウム「法務省検証報告書を検証する」、日本弁護士連合会、日本弁護士連合会会館 (2013 年 1 月)

2012 年度 東日本大震災に関する研究推進プログラム研究費受領

2012 年度 東日本大震災に関する研究推進プログラムにより次の 3 回東北研究調査 (2012 年 5 月 11 日～14 日、8 月 6 日～8 日、2013 年 3 月 17 日～19 日)

佐藤渉准教授

論文: 「エスニシティの境界を越えて書く——ナム・リーの短編小説に見るアジア系オーストラリア文

学の新たな展開——」、「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり (5)』119-139 頁 (2013 年 3 月)
 その他：(企画) シンポジウム「複数の文化・複数の歴史を書く——現代オーストラリア作家との対話」、オーストラリア・ニュージーランド文学会、立命館大学 (2012 年 11 月)

品谷篤哉教授

判例評釈：「取締役報酬名目の金銭の支払いを信義則上拒むことができないとされた事例」旬刊商事法務 1985 号 47-51 頁 (2012 年 12 月)
 「風説の流布・偽計 (1)」金融商品取引法判例百選 (別冊ジュリスト 214 号) 102-103 頁 (有斐閣、2013 年 2 月)

学会報告：「取締役報酬名目の金銭の支払いを信義則上拒むことができないとされた事例」、京都大学商法研究会、京都大学 (2012 年 6 月)

島津幸子准教授

論文：「“一A就B” 構文の非プロトタイプの意味」、「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり (5)』141-163 頁 (2013 年 3 月)

学会報告：「“等A, B” 構文における“等”の文法化」、日本中国語学会関西支部例会、日本中国語学会関西支部、大阪産業大学梅田サテライトキャンパス (2012 年 12 月 2 日)

清水円香准教授

著書：(共著)『会社法制のあり方——米・仏の実地調査を踏まえて』21 世紀政策研究所新書 43-55 頁 (2012 年 4 月)

論文：「フランスにおける多重代表訴訟に関する議論の状況」旬刊商事法務 1964 号 4-15 頁 (2012 年 4 月)

判例評釈：「競業会社に移籍する株式会社の取締役が、従業員を勧誘し競業会社に移籍させた場合に、取締役の不法行為責任が肯定され、競業会社の不法行為責任が否定された事例 (東京地判平二・七・七)」私法判例リマックス 45 号 74-77 頁 (2012 年 7 月)

教科書：(共著) 西山芳喜編『アクチュアル企業法』165-184 頁 (法律文化社、2013 年 1 月)

研究会報告：「従業員引抜きと取締役の不法行為責任」、立命館大学商法研究会、立命館大学 (2012 年 5 月)

「株式会社を設立する新設分割と詐害行為取消権」、立命館大学商法研究会、立命館大学 (2013 年 1 月)
 「県の要請に応じたつなぎ融資と県の支援を前提と

する追加融資の決裁に関与した銀行取締役の責任」京都大学商法研究会、京都大学 (2013 年 3 月)

その他：科研費・若手研究 (B) 「子会社利害関係者の保護と親会社の責任」研究代表

科研費・若手研究 (B) の課題による海外調査 (フランス・パリ) (2012 年 9 月 12 日～16 日)

JACKSON Lachlan 准教授

論文：“Metroethnicity and metrolingual childrearing: The position of English in an Iranian-Japanese Family in Japan”, 「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり (5)』289-314 頁 (2013 年 3 月)

書評：“Language and citizenship in Japan. By N. Gottlieb (Ed.)” *Japan Forum* 24 (2) 236-238 頁 (Taylor & Francis, 2012 年 5 月)

“English in Japan in the era of globalization. By P. Seargeant (Ed.)” *Discourse and Society* (23) 456-458 頁 (Sage, 2012 年 7 月)

“Language policy in Japan: The challenge of change. By N. Gottlieb” *JALT Journal* 34 (2) 248-250 頁 (JALT, 2012 年 11 月)

編集：The Japan Journal of Multilingualism and Multiculturalism (18) (JALT Bilingualism SIG, 2012 年 11 月)

研究会報告：“Learning to swear in Japanese: A review of popular resources.” (with Belinda Kennett), Sociolinguistics Symposium 19, Freie University, Berlin (2012 年 8 月)

“What learners think about being ‘edutained’ ” (with Belinda Kennett)、第 38 回全国語学教育学会年次国際大会、JALT、Shizuoka, Japan (2012 年 10 月)

須藤陽子教授

教科書：(共著) 人見剛 / 須藤陽子編著『ホーンブック 地方自治法 改訂版』77-124 頁 (北樹出版、2013 年 3 月)

判例解説：「航空基地の供用差止め」行政判例百選 II 第 6 版 328-329 頁 (有斐閣、2012 年 11 月)

研究会報告：「長期にわたる都市計画施設の権利制限」、京都行政法研究会、京都市役所 (京都市) (2012 年 9 月 15 日)

「長期にわたる都市計画施設の権利制限と法的責任」、関西行政法研究会、大阪学院大学 (吹田市) (2013 年 3 月 24 日)

徐勝教授

評論：「朝鮮半島の平和と在日朝鮮人の人権」人権と生活 vol.34 (2012 年夏号) (2012 年 6 月)

「国家保安から住民の平和へ 沖縄と済州を結ぶ平和ベルトの構築」月刊イオ No.194 (2012 年 8 月)

「東アジア領土紛争の解決方法はすでに提示されている——NLL (北方領界線)、独島 (竹島)、尖閣諸島 (釣魚台列嶼) をめぐって」図書新聞第 3092 号 (2013 年 1 月 1 日)

翻訳:「洪成潭・高和政・中西新太郎・古川美佳・岡本有佳著『光州「五月連作版画——夜明け」ひとがひとを呼ぶ』」(五月版画刊行委員会、2012 年 10 月)

基調報告:「京都・嵐山の天竜寺の戦争遺物を通して見る日本の犠牲と沈黙のシステム」、第 3 回感性研究国際学術大会、全南大学校湖南学研究院、全南大学校 (2012 年 6 月 15 日)

研究報告:「独裁政治と政治事件ねつ造の構造」、シンポジウム「湖南地域の歴史と文化研究」、韓国全羅南道宝城邑文化院 (2012 年 8 月 23 日)

「維新体制と在日同胞スパイ団事件の法歴史的考察」、シンポジウム「維新体制と在日僑胞留学生スパイ団捏造事件」、韓国学術団体協議会・韓国教授協議会、韓国言論労組大ホール (2012 年 10 月 20 日)

「政治犯の原状回復過程において見る治癒の論理と実際」、ブルン歴史アカデミー医学史講座、ブルン歴史アカデミー (2012 年 11 月 23 日)

講演: (報告)「立命館大学コリア研究センターの創設とその役割」、「京都コリア学コンソーシアム」発足記念シンポジウム、京都コリア学コンソーシアム、同志社大学寒梅館 (2012 年 4 月 14 日)

(記念講演)「東アジアの平和のために」、統一人文第 10 回碩学招請講演会、建国大学統一人文学研究団、建国大学 (2012 年 4 月 26 日)

「2012 年 東アジアの植民地主義の克服とヤスクニ問題」、2012 年ヤスクニ・キャンドル行動連続講座第 2 回講演、ヤスクニ・キャンドル行動、豊島区民センター (2012 年 5 月 25 日)

「在日韓国人『スパイ』事件と日本社会」、一橋祭講演会「私の中の植民地主義を問う」実行委員会、一橋大学 (2012 年 11 月 3 日)

「東アジアの認識」、東アジア通商学部秋季学術大会、光云大学校 (韓国) (2012 年 11 月 8 日)

講義: (大学院特別セミナー)「東亜人権」、台湾・東海大学社会学系、東海大学 (2013 年 3 月 20 日)

(特別講義)「国家安全保障、人間の安全保障、住民の安全保障」、台湾大学講師・学生労組、台湾大学法学院 (2013 年 3 月 22 日)

高橋直人教授

論文:「ドイツ近代刑法史研究の現在」法制史研究 61 巻 171-210 頁 (2012 年 4 月)

その他: 科研費・基盤研究 (B)「日独法学交渉史の総合的研究」(研究分担者) および個人研究資料費・研究旅費による海外調査 (ドイツ・ゲッティンゲン、ミュンヘン) (2013 年 3 月 6 日～18 日)

竹濱修教授

判例研究:「うたた寝前のアルコール摂取・向精神薬服用の後の嘔吐等による窒息死が傷害保険契約における『外来の事故』に当たらないとされた事例」私法判例リマックス 45 号 90-93 頁 (日本評論社、2012 年 7 月)

その他: 保険事例研究会 (大阪) で報告の判例研究に対する研究会座長としての「追加説明」。保険事例研究会レポート 260 号、263 号、265 号、267 号、268 号、25-26 頁、21-22 頁、22-23 頁、20-21 頁、19-20 頁 ((公財) 生命保険文化センター、2012 年 6 月、10 月、12 月、2013 年 2 月、3 月)

研究会報告:「無免許の告知義務違反と保険者の解除権阻却」立命館大学商法研究会、立命館大学 (2012 年 9 月)

「傷害保険における因果関係と死亡保険金の割合的支払」、生保・金融法制研究会、大阪市 (2013 年 1 月)

「傷害保険における因果関係と保険金の割合的支払」、立命館大学商法研究会、立命館大学 (2013 年 3 月)

その他: (企画)「2008 年日本・保険法の改正とその後の展開」、国際シンポジウム「保険法の現代的展開」、中国・江蘇省保険監督局、南京市中級人民法院、南京大学法学院 (中国・南京市) (2012 年 11 月)

多田一路教授

論文:「国家作用における NPO の位置」公法研究 74 号 126-137 頁 (有斐閣、2012 年 10 月)

判例研究: 辻村みよ子編集代表『フランスの憲法判例Ⅱ』『競争の自由』『経済的権利 解説』『社会的権利 解説』、153-156 頁、148 頁、166 頁 (信山社、2013 年 3 月)

その他: 科研費・基盤研究 (C)「フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実体的検討」研究代表

フランス破産院、憲法院調査

在外研究 (フランス、2012 年 9 月～)

田原憲和准教授

著書：『ルクセンブルク語入門』（大学書林、2013年1月）

論文：「言語共同体の形成とルクセンブルク文化の創出」、「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり（5）』165-187頁（2013年3月）

（共著）「ドイツ語授業におけるデータベースソフトウェア活用の考察」立命館高等教育研究第13号155-168頁（2013年3月）

（共著）「プロジェクト授業の実践と課題」外国語教育フォーラム第12号135-146頁（2013年3月）

その他：「ソウル外国語高等学校授業参観報告」ドイツ語教育第17号50-56頁（2012年10月）

学会報告：『「学びを学ぶ」ドイツ語授業を目指して——自律学習を促す3つの授業案』、日本独文学会2012年春季研究発表会、日本独文学会、中央大学（2012年5月19日）

「『動詞変化形ツール』の言語横断的実証研究」、外国語教育メディア学会第52回全国研究発表会、外国語教育メディア学会、甲南大学（2012年8月8日）
「データベースソフトウェアの活用：外国語授業における教材提示の円滑化と授業の活性化に向けて」、第37回教育システム情報学会全国大会、教育システム情報学会、千葉工業大学（2012年8月23日）

研究会報告：「ドイツ語授業におけるスライド型ツール使用について」、外国語教育工具開発研究会第1回研究発表会、外国語教育工具開発研究会、大阪工業大学（2013年3月19日）

シンポジウム：「19世紀のルクセンブルクにおけるルクセンブルク文化創出と3言語主義」、阪神ドイツ文学会第210回研究発表会、阪神ドイツ文学会、大阪音楽大学（2012年12月8日）

ゲストスピーカー：「少数言語について考える」、第13回桐蔭総合大学、和歌山県立桐蔭高等学校（和歌山市）（2013年3月14日）

その他：科研費・基盤研究（C）「データベースソフトを活用した初習外国語授業における教材提示の円滑化と授業の活性化」研究分担者

出口雅久教授

翻訳：（共訳）「ヨハネス・ハーガー ドイツ消費者保護の基礎」立命館法学342号413-434頁（2012年8月）

（共訳）「ハンス・ブリュッティング ドイツ弁護士法における最近の展開動向」立命館法学342号469-

484頁（2012年8月）

（監訳）「ロイク・カディエ フランス民事司法制度・民事訴訟法概論」立命館法学343号757-825頁（2012年10月）

「日独交流150周年記念特別講演会 ハンス・ユルゲン・パピア 基本権と法治国家性」立命館法学344号556-565頁（2012年12月）

その他：Séminaire de droit européen à Ritsumeikan, Préambule, Ritsumeikan Law Review No.29, p.107（2012年6月）

「比較民事訴訟セミナー はじめに」立命館法学342号435-437頁（2012年8月）

「日独交流150周年記念特別講演会 はじめに」立命館法学344号540-542頁（2012年12月）

コメンテーター：「ジェームズ・マクサイヤー教授講演会」、比較法セミナー、関西大学法学研究所、関西大学（2012年5月）

その他：（参加）「民事訴訟法改正問題」、日本民事訴訟法学会、京都大学（2012年5月）

（司会）「裁判官と弁護士の間で——平成8年民訴法の精神から・高橋宏志教授」、立命館大学特別講演会、立命館大学法学部・公益社団法人商事法務研究会、立命館大学（2012年5月）

（座長・常務理事会）Collective proceedings and class actions「クラスアクションと訴訟費用」、国際訴訟法学会・同理事会、国際訴訟法学会・イベロ・アメリカ訴訟法学会、プエノスアイレス（2012年6月）

（司会）「日独韓における国際法的な課題」、ミュンヘン大学・ソウル国立大学・立命館大学国際共同シンポジウム、ミュンヘン大学法学部、ミュンヘン大学（2012年7月）

（常務理事会）Civil Procedure: Transcultural Dialogue、国際訴訟法学会、モスクワ（2012年9月）

（参加）「東アジア倒産再建シンポジウム」、東アジア倒産再建学会、梨花女子大法学部（ソウル）（2012年10月）

（企画）「民事訴訟と比較法 谷口安平教授」、比較民事司法制度研究会、立命館大学法学部（2012年11月）

（企画）「韓国法科大学校の現状」、比較民事司法制度研究会、立命館大学法学部（2012年11月）

（企画）「人格権および私的生活の憲法的保護 ヨハネス・ハーガー教授（ミュンヘン大学法学部）」、比較民事法研究会、立命館大学法学部（2013年3月）

(企画)「トップ大学のチャンスと挑戦——フライブルク大学将来への展望 ハンス・ヨアヒム・シーバー教授 (フライブルク大学学長)」、立命館大学・日本フライブルク・アルムニ会、立命館大学 (2013 年 3 月)

その他:2013 年 2 月にルクセンブルク政府が出資し、ドイツ・マックスプランク研究所が新しく設立した訴訟法に関する国際・ヨーロッパ規制手続法研究所代表

Executive Director of the Max Planck Institute Luxembourg for International, European and Regulatory Procedural Law Prof.Dr.Burkhard Hess を訪問し、調査研究を行った。

科研費・基盤研究 (B)「民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂」研究代表

財団法人民事紛争処理研究基金平成 24 年度「トルコにおける最新民事訴訟法改正と ADR」研究代表
平成 24 年度ドイツ学術交流会基金・立命館大学・ミュンヘン大学・ソウル国立大学国際共同シンポジウム:日本側代表

遠山千佳教授

論文:「日本語学習者の母語が主語名詞句の導入に与える影響——作文におけるハトガの使用から——」、「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり (5)』213-238 頁 (2013 年 3 月)

「日本語学習者の母語がトピックの持続性に与える影響——作文における談話構成の観点から——」言語科学研究 Vol.3 93-108 頁 (2013 年 3 月)

研究会報告:「言語経験を生かした助詞「は」の下位表現と第二言語習得」、京都言語学コロキウム第 9 回年次大会、京都言語学コロキウム、京都大学 (2012 年 8 月 25 日)

講演:「第二言語としての「は」と「が」の習得研究は、何をどこまで明らかにしてきたのか?」、開南大学人文社会学部特別講演、開南大学人文社会学部、開南大学 (台湾) (2012 年 10 月 8 日)

徳川信治教授

研究会報告:「普遍的定期審査——ブルネイ——」、世界人権問題研究センター (2012 年 10 月 28 日)
シンポジウム:「国際法分野から見た入管法」、人の国際移動と法——入管法制をめぐる——シンポジウム、立命館大学 (2012 年 12 月 7 日)

その他:世界人権問題研究センター個人研究費
科研費・基盤研究 (B)「欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性」研究代表

徳久恭子准教授

著書:(共著)「アイディアの変化はいかにして教育行政改革にむすびつたのか」日本教育行政学研究推進委員会編『地方政治と教育行政改革——転換期の変容をどう見るか』30-48 頁 (福村出版、2012 年 6 月)

論文:「連立政権下の教育政策」年報政治学 2012-I 138-160 頁 (2012 年 6 月)

「地域を紡ぐ——ソーシャル・キャピタルを測ること、築くこと」立命館法学 345・346 号 429-457 頁 (2013 年 3 月)

講演:「新しい社会的リスクと自治体」、第 3 回 関西方面の学識者と実務家との研究交流会、日本都市センター、JIAM (2012 年 7 月)

「活力あるまちを創る——地域協議会の役割」、大浦安地域協議会研修交流会、雪だるま温泉雪の湯〔会議室〕上越市 (2013 年 3 月)

その他:(企画・司会)分科会 C「インフラ整備の政策過程」、日本行政学会、慶應義塾大学 (2012 年 5 月)

(司会)テーマセッションⅣ「比較の中の地方政治」(開催校企画)、日本公共政策学会、立命館大学 (2012 年 6 月)

その他:科研費・基盤研究 (C)「地域コミュニティによる小規模公共サービス供給の可能性——自治体内分権の比較事例分析」(2012 年度)研究代表
科研費・基盤研究 (B)「縮小都市における政治空間再構築に関する国際比較」研究分担者 (2011 ~ 2012 年度)

科研費・基盤研究 (B)による調査 (函館市) (2012 年 8 月 20 日 ~ 23 日)

科研費・基盤研究 (C)による調査 (宮崎市) (2012 年 9 月 11 日 ~ 15 日)

科研費・基盤研究 (B)による調査 (長崎市) (2013 年 1 月 31 日 ~ 2 月 1 日)

科研費・基盤研究 (B)によるフランス調査 (ルーアブル市、ルーアン市、パリ市) (2013 年 3 月 13 日 ~ 21 日)

中谷崇准教授

著書:(共著)円谷峻編著『民法改正案の検討 第二巻』303-316 頁 (成文堂、2013 年 2 月)

(共著)円谷峻編著『民法改正案の検討 第三巻』362-375 頁 (成文堂、2013 年 2 月)

翻訳:(共訳)トーマス・ライザー著 / 大橋憲広監訳『法社会学の基礎理論』3-11 頁、41-54 頁、102-

127 頁、238-244 頁、253-260 頁、294-329 頁、394-410 頁、411-420 頁（法律文化社、2012 年 5 月）

西村めぐみ教授

論文: "Political Cleavages and the Propensity for Victimization: Voices of Survivors." *Terrorism and political violence* Vol. 24, Issue 3 (2012) pp.415-436.

「『オフリッド枠組み合意』後のマケドニアにおける予防外交——成果と限界——」立命館法学 345・346 号 545-575 頁（2013 年 3 月）

研究ノート: 「冷戦期アメリカの対イラク政策と国務省セントラル・ファイル文書——一九四五年～一九六六年——」立命館法学 341 号 695-704 頁（2012 年 6 月）

学会報告: "When Amnesty Deters Social Violence: Justice and Peace," 70th Annual Conference of Midwest Political Science Association. (2012 年 4 月)

その他: 科研費・基盤研究 (C) 「疎外された人口と国際関係: 社会的歪みと秩序への挑戦」研究代表

二宮周平教授

論文: 「立法提案～改正の方向性」日本家族く社会と法 > 28 号 77-88 頁（日本加除出版、2012 年 7 月）

「離婚後の親子の面会交流支援」戸籍時報 685 号 33-39 頁（日本加除出版、2012 年 7 月）

「人格権から見た選択的夫婦別氏制度 (1)」戸籍時報 687 号 52-63 頁（日本加除出版、2012 年 9 月）

「子の出自を知る権利」学術会議叢書 19 『生殖補助医療と法』211-234 頁（日本学術協力財団、2012 年 10 月）

「性的少数者の権利保障と法の役割」法社会学 77 号 88-106 頁（有斐閣、2012 年 10 月）

「日本法における婚姻規範の強さと現実との乖離」井上たか子編『フランス女性なぜ結婚しないで子どもを産むのか』59-84 頁（勁草書房、2012 年 10 月）

「人格権から見た選択的夫婦別氏制度 (2)」戸籍時報 690 号 2-16 頁（日本加除出版、2012 年 11 月）

「親子関係とジェンダー」榊原富士子 / 浅倉むつ子 / 林弘子 / 二宮周平編『講座ジェンダーと法第 2 巻』109-121 頁（日本加除出版、2012 年 12 月）

「子の福祉と嫡出推定」戸籍時報 692 号 4-17 頁（日本加除出版、2013 年 1 月）

「性別の取扱いを変更した人の婚姻と嫡出推定」立命館法学 345・346 号 576-610 頁（2013 年 3 月）

判例評釈: 「婚外子の相続分差別規定を違憲とした

事例」民事判例 V 148-151 頁（日本評論社、2012 年 10 月）

その他: 「家族法入門 (11) 実親子関係の発生 (1) ～嫡出推定制度」戸籍時報 684 号 28-37 頁（日本加除出版、2012 年 6 月）

「家族法入門 (12) 実親子関係の発生 (2) ～認知」戸籍時報 686 号 56-66 頁（日本加除出版、2012 年 8 月）

「家族法入門 (13) 養親子関係 (1) ～普通養子縁組」戸籍時報 688 号 64-77 頁（日本加除出版、2012 年 10 月）

「家族法入門 (14) 養親子関係 (2) ～特別養子縁組」戸籍時報 691 号 52-63 頁（日本加除出版、2012 年 12 月）

「家族法入門 (15) 生殖補助医療」戸籍時報 693 号 49-62 頁（日本加除出版、2013 年 2 月）

学会報告: 「貞操概念と不貞の相手方の不法行為責任」ジェンダー法学会第 10 回学術大会シンポジウム「セクシュアリティとジェンダー」、ジェンダー法学会、早稲田大学（2012 年 12 月 9 日）

研究会報告: 「不貞行為の相手方の不法行為責任～ジェンダーの視点から考える」民科夏合宿研究会（2012 年 8 月 25 日）

「日本における遺言能力」、シンポジウム「台湾・日本における家族法・相続法の課題」、科研基盤 A、大阪大学（2012 年 11 月 17 日）

「日本離婚法の現状と課題」、日本・ベトナム家族法・国際私法研究会、ハノイ国家大学ハン教授、ハノイ国家大学法学部（2012 年 12 月 24 日）

「生殖補助医療と法～家族形成の希望と子の利益」、「出生をめぐる倫理」研究会、生存学研究センター、立命館大学（2013 年 2 月 6 日）

「日本家族法の特徴と課題～特に離婚法について」、日本家族法・国際私法研究会、ウィーン大学家族法・国際私法研究室、ウィーン大学法学部（2013 年 2 月 26 日）

講演: 「人生の選択を支える家族法」、立命館大学岐阜県校友会総会講演会、立命館大学岐阜県校友会、岐阜都ホテル（2012 年 7 月 7 日）

「高齢者の遺言能力と公正証書遺言」、京都司法書士会南支部研修会、京都司法書士会南支部、キャンパスプラザ（2012 年 7 月 11 日）

「別居・離婚後の親子の交流を保障するために」、第 1 回離婚と子どもに関する研究会、札幌弁護士会離婚と子どもに関する研究会、札幌弁護士会館（2012

年8月7日)

「相続に関する知識及び法的な考え方」、2012年度相続研修会、京都府行政書士会、京都府行政書士会館(2012年9月29日)

「遺産分割の現代的課題」、第169回相続問題研究会、東京家事調停協会、有楽町・日本倶楽部会議室(2012年10月20日)

「戸籍制度と人権問題」、女性室スタッフ研修会、真宗大谷派宗務所解放運動推進本部、東本願寺宗務所(2012年10月26日)

「家事事件における子どもの手続保障」、家庭裁判所調査官(補)自庁研修、大阪家庭裁判所(2012年11月5日)

「性的少数者の権利保障～GID(性同一性障がい)を考える」、琉球大学法科大学院「ジェンダーと法」、琉球大学法科大学院・矢野恵美研究室、琉球大学法科大学院(2013年1月22日)

「戸籍制度から親子・離婚を考える」、家族法改正シンポジウム、全国青年司法書士協議会、新梅田研修センター(2013年1月26日)

「生き方の多様性を支える家族法を目ざして」、香川大学法学会講演会、香川大学法学会、香川大学(2013年1月30日)

「戸籍と人権」、倉吉市同和教育研究会会員研修会、倉吉市同和教育研究会、倉吉市交流プラザ(2013年2月10日)

「子の監護をめぐる紛争解決のあり方を考える」、神戸家裁調停協会研修、神戸家裁調停協会、兵庫県司法書士会館(2013年2月20日)

「家族法をめぐる今日的課題」、富山県寄附講義、高岡法科大学(2013年3月6日～7日)

「家族と法～憲法24条の意義について」、多様化する社会の法的課題国際女性デー「憲法24条、女性差別撤廃条約を遵守! 民法改正を求める院内集会」、mネット、衆議院第2議員会館会議室(2013年3月8日)

その他: 科研費・基盤研究(A)「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」研究代表
異分野融合研究推進事業及び科研費・基盤研究(A)による研究会として、以下の研究会・シンポジウムを開催した。

- ① 2012年4月6日、シュテューサー、ビスマイヤー判事(シュトゥットガルト高裁)、エルプ＝クリューネマン判事(ハム地裁)による公開研究会「ドイツにおける家事事件手続の展開～共同

配慮、面会交流の支援に関して」

- ② 4月7日、国際シンポジウム「ドイツにおける『ハーグ子の連れ去り条約』による子の返還裁判の実務」(大阪弁護士会と共催)

- ③ 5月20日、宋賢鐘専門調査官(ソウル家庭法院)による公開研究会「ソウル家庭法院の取組み～夫婦間の合意形成、離婚後の親子の交流」

- ④ 8月26日、セミナー「離婚後の面会交流～問題の多様性と望まれる法システム」(民科民法夏合宿と共催)

- ⑤ 9月17日～18日、フィッシャー＝チェルマーク、ペーム、フェアシュレーゲン教授(ウィーン大学)による公開研究会「オーストリア家族法の動向」

- ⑥ 10月31日、ラリュー弁護士による公開研究会「フランスにおける家事事件手続～メディアエーションの経験を踏まえて」

- ⑦ 11月17日、シンポジウム「台湾・日本における家族法・相続法の課題」(報告・何佳芳、祭華凱、黄詩淳、二宮)

- ⑧ 12月10日、陳惠馨教授(国立台湾政治大学)、李玉助助理教授(国立虎尾科技大学)による公開研究会「台湾におけるジェンダー教育の進展と実情」(ジェンダー研究会と共催)

異分野融合研究推進事業及び科研費・基盤研究(A)による海外調査。

- ① 2012年12月24日～25日、ベトナムにて家庭裁判所訪問、裁判官、地域法務委員会委員、弁護士などのヒアリング

- ② 2013年2月25日～3月1日、ウィーンにて少年福祉局、訪問カフェ、司法省家族法改正担当者、公証人、弁護士など訪問・ヒアリング

野口雅弘教授

著書: (共著) カール・シュミット著『政治的ロマン主義』解説『決められない政治』についての考察」251-266頁(みすず書房、2012年6月)

翻訳: (共訳) ヴォルフガング・シュヴェントカー著『マックス・ウェーバーの日本——受容史の研究1905-1995』456頁(みすず書房、2013年1月)

その他: 「著者に肝を聞く」対談的インタビュー(野口雅弘『官僚制批判の論理と心理』『自治と分権』49号97-110頁(大月書店、2012年10月)

シンポジウム: The experience of legal-cultural interaction and selective reception of Weber's so-called sociology of law in Japan, Law as Culture.

Max Weber's Comparative Cultural Sociology of Law, Käte Hamburger Kolleg "Recht als Kultur", ボン大学 (ドイツ・ボン) (2012 年 10 月 25 日～27 日)

福本布紗准教授

著書：(共編・共著) 小川富之 / 中山布紗編『ロードマップ民法①総則』129-169 頁 (一学舎、2012 年 4 月)

(共著) 松川正毅 / 金山直樹 / 横山美夏 / 森山浩江 / 香川崇編『判例にみるフランス民法の軌跡』198-204 頁 (法律文化社、2012 年 5 月)

(共著) 池田恒男 / 高橋眞編『現代市民法学と民法典』233-263 頁 (日本評論社、2012 年 5 月)

(共著) 田井義信編『民法学の現在と近未来』18-33 頁 (法律文化社、2012 年 10 月)

刈野貴生教授

論文：「裁判員裁判における社会記録の取調べと適正手続」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理論の探求と発見』545-570 頁 (成文堂、2012 年 12 月)
「裁判員制度と予断排除原則の本質——裁判員制度の見直しに向けて——」立命館法学 345・346 号 671-696 頁 (2013 年 3 月)

その他：「裁判員制度の評価と今後の刑事司法改革の課題」法と民主主義 474 号 57-62 頁 (2012 年 12 月)
(共著) 守屋克彦 / 齊藤豊治編『コンメンタール少年法』557-564 頁、621-625 頁 (現代人文社、2012 年 12 月)

堀雅晴教授

学会報告：「民主的ガバナンス・ネットワーク論のマルチ理論的アプローチ」、「パネル・テーマ：ガバナンス論の新展開——制度論とネットワーク論の交差」日本公共政策学会、立命館大学 (2012 年 6 月)

研究会報告：「台湾 (中華民国) の高等教育制度 (その 2)：蔡報告を踏まえて」、「大学の自治の制度構想」研究会、人文科学研究所、立命館大学 (2012 年 11 月)
「台湾 (中華民国) の高等教育制度 (その 3)：私立学校法の検討」、「大学の自治の制度構想」研究会、人文科学研究所、立命館大学 (2012 年 12 月)
「台湾 (中華民国) の高等教育制度」、「大学の自治の制度構想」研究会、人文科学研究所、立命館大学 (2013 年 1 月)

シンポジウム：「大学評価と大学経営」、大学評価学会第 10 回全国大会、大学評価学会、龍谷大学 (2013 年 3 月)

その他：テレビ・インタビュー「かんさい情報ネ

ット ten!：政権交代～民主党の功罪」関西テレビ (2012 年 11 月 22 日)

本田稔教授

著書：(分担執筆) 伊東研祐 / 松宮孝明編『新コンメンタール刑法』「第 2 編第 2 章 内乱に関する罪」、「第 2 編第 3 章 外患に関する罪」、「第 2 編第 4 章 国交に関する罪」(日本評論社、2013 年 3 月)

論文：「ヴァン・デル・ルッペ法における遡及処罰法理の史的構造」杉原泰雄 / 樋口陽一 / 森英樹編『長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法』223 - 239 頁 (日本評論社、2012 年 5 月)

「韓国における刑法による過去の清算の現在」立命館法学 342 号 348-350 頁 (2012 年 8 月)

「公職選挙法における候補者事後買収罪に関する一考察 (1)」立命館法学 342 号 559-590 頁 (2012 年 8 月)

「公職選挙法における候補者事後買収罪に関する一考察 (2・完)」立命館法学 343 号 651-684 頁 (2012 年 10 月)

「刑法のイデオロギー的基礎と法学方法論」立命館法学 344 号 566-621 頁 (2012 年 12 月)

「併合罪の一部の罪の確定裁判後に審理された余罪の量刑判断方法について」立命館法学 345・346 号 697-736 頁 (2013 年 3 月)

翻訳：(監訳)「朴智賢 87 年以降の 20 年間の社会統制法制」コリア研究第 4 号 (2013 年 3 月)

判例評釈：「入管法 74 条 1 項の『自己の支配又は管理の下にある』の意義とその認定方法」法学セミナー 688 号 131 頁 (日本評論社、2012 年 5 月)

「無期懲役刑の確定裁判の後に審理された余罪の量刑判断の方法」法学セミナー 692 号 131 頁 (日本評論社、2012 年 9 月)

「自動券売機の釣銭返却口から他人の釣銭を窃取する場合の窃盗罪の着手時期」法学セミナー 696 号 131 頁 (日本評論社、2013 年 1 月)

学会報告：「刑法のイデオロギー論と法学方法論」、近代刑法の成立と法学方法論、韓国・建国大学校法学研究所、建国大学校 (韓国) (2012 年 11 月 15 日)

正木宏長准教授

著書：(共著)「民間委託と自治体の執行・管理責任」高橋滋編『シリーズ自治体政策法務講座 2 執行管理』67-102 頁 (ぎょうせい、2013 年 1 月)

論文：「ニュー・リーガルリアリズムとアメリカ行政法——マイルズとサンスティンの挑戦」立命館法学 341 号 48-101 頁 (2012 年 6 月)

判例評釈：「原処分の違法を理由とする裁決取消判決の効果」行政判例百選（第6版）396-397頁（2012年11月）

その他：科研費・若手研究（B）「行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究」研究代表

松尾剛准教授

論文：Drieu la Rochelle face à la crise de la représentation : une lecture de «La comédie de Charleroi», 「立命館法学」別冊『ことばとそのひろがり（5）』335-357頁（2013年3月）

松本克美教授

著書：『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年10月）

（共著）『馬奈木昭雄弁護士古希記念出版 勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』300-309頁（花伝社、2012年10月）

（共著）『講座ジェンダーと法 第4巻・ジェンダー法学が切り拓く展望』189-202頁（日本加除出版、2012年11月）

（共著）松本克美／齋藤隆／小久保孝雄編『専門訴訟講座2 建築訴訟・第2版』2-48頁、80-115頁（民事法研究会、2013年3月）

論文：「障がい児を産まない権利？ 障がい児として生まれない権利？」ジェンダーと法9号105-114頁（2012年8月）

「現代における法・判例形成と民事法学の課題」法の科学43号16-24頁（2012年9月）

「先物取引被害の不法行為責任と消滅時効——＜不法行為性隠蔽型＞損害における時効起算点——」立命館法学343号200-240頁（2012年10月）

「実定法教育への臨床的視点の導入——立命館大学法科大学院・民法演習の試み——」法曹養成と臨床教育5号163-167頁（2012年11月）

「先物取引被害に対する債務不履行責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効と起算点」立命館法学344号264-294頁（2012年12月）

「建築瑕疵の不法行為責任と除斥期間」立命館法学345・346号754-782頁（2013年3月）

教科書：（共著）犬伏由子／君塚正臣／井上匡子編『レクチャージェンダー法』167-176頁（法律文化社、2012年4月）

その他：「別府マンション事件・第3次控訴審判決（福岡高判平成24・1・10）の意義と課題」消費者法ニュース92号296-298頁（2012年7月）

「不動産取引と消費者（消費者法の最前線12・消費

者紛争の個別類型と消費者法③）」法学セミナー2012年10月号103-107頁（2012年10月）

学会報告：「実定法教育への臨床的視点の導入——立命館大学法科大学院・民法演習での試み——」、臨床法学教育学会第5回大会・個別報告、臨床法学教育学会、青山学院大学（2012年4月）

「企画趣旨説明・コロキウム2 福島原発被害からの回復——補償・賠償の基本理念と課題」、民科法律部会2012年度学術総会、民科法律部会、南山大学（2012年11月）

研究会報告：「不貞慰謝料の本質——法律婚の性・生抑圧装置化——」、民科法律部会民法法合宿研究会、民科法律部会民法法分科会、あいち健康プラザ（2012年8月）

講演：「欠陥住宅訴訟における不法行為責任——別府マンション事件を中心に」、欠陥住宅東海ネット2012年度大会、欠陥住宅東海ネット、ウィンクあいち（2012年4月）

「別府マンション事件の経緯と平成23年最判後の判例動向から見る課題」、欠陥住宅全国ネット第32回札幌大会、欠陥住宅全国ネット、札幌アスティ45（2012年5月）

「住宅・地盤の瑕疵と時効・除斥期間」、欠陥住宅東北ネット2012年度大会、欠陥住宅東北ネット、仙台弁護士会館（2012年7月）

「先物取引被害に対する損害賠償請求権の消滅時効」、先物取引被害全国研究会・第68回大会、先物取引被害全国研究会、アスティ静岡（2012年11月）
「福島原発事故の損害賠償における消滅時効の考え方」、日弁連・第56回人権擁護大会プレシンポジウム、日本弁護士連合会、弁護士会館（東京）（2013年3月）

湊二郎教授

論文：「差止訴訟と取消訴訟・執行停止の関係」立命館法学342号96-136頁（2012年8月）

「規範統制手続における仮命令」立命館法学344号1-35頁（2012年12月）

研究会報告：「義務付け訴訟・差止訴訟」、京都行政法研究会2013年1月例会、京都行政法研究会、関西学院大学（2013年1月）

宮脇正晴教授

論文：「商標法3条1項各号の趣旨」高林龍ほか編『現代知的財産法講座1 知的財産法の理論的探究』351-374頁（日本評論社、2012年5月）

「混同とサーチコスト」パテント65巻別冊8号

26-30 頁 (2012 年 12 月)

判例評釈:「商標の類否判断の考慮要素としての『取引の実情』」法学セミナー増刊・速報判例解説 (新・判例解説 Watch) 10 号 243-246 頁 (2012 年 4 月)

「特許法 167 条の効力の及ぶ範囲」中山信弘ほか編『特許判例百選 [第 4 版]』94-95 頁 (有斐閣、2012 年 4 月)

「いわゆる『認証マーク』の一部として登録商標が用いられている場合における、不使用取消の可否」法学セミナー増刊・速報判例解説 (新・判例解説 Watch) 11 号 233-236 頁 (2012 年 10 月)

「インターネットショッピングモールにおいて出店者による商標権侵害行為があった場合の、同モール運営者の商標法上の責任」判例評論 646 号 179-188 頁 (2012 年 12 月)

「パブリシティ権の性質と侵害の判断基準」L&T58 号 69-78 頁 (2013 年 1 月)

その他:「パブリシティ権法・不正競争防止法への招待」法学セミナー 692 号 10-13 頁 (2012 年 9 月)
「米国における知財の動き (商標法・不正競争法)」高林龍ほか編『年報知的財産法 2012』228-232 頁 (日本評論社、2012 年 12 月)

研究会報告:「パブリシティ権の性質と侵害判断」、知的財産判例研究会、比較法研究センター、大阪倶楽部 (大阪市) (2012 年 7 月)

「不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の請求の主体」、知的財産法研究会、北海道大学 情報法政策学研究センター、北海道大学 (2012 年 8 月)

「ゲーム産業と知的財産権」、ゲーム研究センター 定例研究会、立命館大学ゲーム研究センター、立命館大学 (2012 年 10 月)

講演:「商標の類否判断における考慮要素としての『取引の実情』」、日本商標協会年次大会、日本商標協会、キャッスルプラザ (名古屋市) (2012 年 9 月)
「商標の基本問題——混同を巡る諸問題——」、日本弁理士会 中央知的財産研究所 第 10 回公開フォーラム、日本弁理士会・中央知的財産研究所、TKP ゲートタワービル (大阪市) (2012 年 11 月)

村上弘教授

論文:「民主党——2012 年衆議院選挙と 2 大政党制」立命館法学 345・346 号 783-821 頁 (2013 年 3 月)

研究ノート:「日本政治と『維新の会』——道州制、首相公選、国会縮減の構想を考える」立命館法学 344 号 689-764 頁 (2012 年 12 月)

記事: (共著)「大阪都構想 (論点スペシャル)」読

売新聞 2012 年 6 月 2 日付

「橋下政治は日本をどう変えたいのか」『g 2』12 号 (講談社、2013 年 1 月)

講演:「大阪市廃止分割構想 (いわゆる大阪都構想)」、大阪弁護士会行政問題委員会地方分権推進部会、大阪市 (2012 年 11 月 5 日)

「道州制の光と影——7 つの視点、8 つの立場」、鹿児島県市町村行政推進協議会、神戸市 (2013 年 2 月 5 日)

シンポジウム:「大都市制度と自治体間連携」、地方財政学会大会、日本地方財政学会、立命館大学 (2012 年 5 月 20 日)

その他: (パネリスト)「広域行政」対話型アンケート、滋賀県広報課、大津市 (2012 年 7 月 15 日)
(マスコミへの要請)「『大都市地域における特別区の設置に関する法律案』が国会で成立した場合における、マスコミ報道の適正化・修正について」京都の行政学者有志と共同で作成・送付 (2012 年 8 月) (学会コメンテーター)「現代日本の市政に関する研究」、日本政治学会分科会、日本政治学会、九州大学 (2012 年 10 月 7 日)

「新しい地方行政の未来研究会」(京都府) の研究会委員 (2012 年 4 月～2013 年 3 月)

村田敏一教授

論文:「株主平等原則の謎——会社法一〇九条一項の解釈論として」私法第 74 号 280-288 頁、297-299 頁 (欧文抄録) (2012 年 4 月)

「財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整に関する幾つかの問題 (2・完)」立命館法学第 341 号 454-479 頁 (2012 年 6 月)

「株主の権利行使に関する利益供与について——民事責任と刑事責任——」立命館法学第 345・346 号 822-843 頁 (2013 年 3 月)

判例評釈・研究:「保険料払込がない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨の約款条項の消費者契約法一〇条該当性 (最二小判平二四・三・一六)」私法判例リマックス 46 号 106-109 頁 (2013 年 2 月)

「保険料の払込みと失効約款の有効性」保険事例研究会レポート第 267 号 12-20 頁 (2013 年 2 月)

その他:「会社法はどこへ行くのか」立命館大学法学部 & 法科大学院 研究 GATEWAY: 今月のコラム (オンライン公開) (2013 年 2 月)

研究会報告:「保険料の払込みと失効約款の有効性」、保険事例研究会 (大阪)、生命保険文化セン

ター、大阪市（2013年1月）

「株主の権利行使に関する利益供与について——民事責任と刑事責任——」、関西商事法研究会、大阪弁護士会館（2013年3月）

望月爾教授

論文：「納税者権利憲章の意義と課題」税法学 569号 233-258頁（清文社、2013年）

研究会報告：「納税者権利憲章の国際的現状と課題」、日本税法学会関西地区研究会、日本税法学会、同志社大学（2012年12月）

講演：「民法（相続法）と相続税法の接点について」、近畿税理士会吹田支部講演会、近畿税理士会吹田支部、吹田市（2012年11月）

森久智江淮教授

著書：（共著）刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』324-334頁（現代人文社、2012年4月）

論文：「刑の一部執行猶予に関する一考察」立命館法学 345・346号 844-870頁（2013年3月）

教科書：（共著）加藤博史／水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』46-55頁、56-63頁、64-69頁（ミネルヴァ書房、2013年3月）

学会報告：「刑の一部執行猶予制度に関する理論的問題点と実務にもたらし得る『効果』」、日本犯罪社会学会第39回大会テーマセッション「刑の一部執行猶予～制度導入による現場への影響」、日本犯罪社会学会、一橋大学（東京）（2012年10月）

講演：「日本における犯罪・刑罰と障がい者や高齢者 カフェ・トレランス 21 at 恵比寿『厳罰・排除』から『寛容』な社会への転換を語り合う」、「死刑に異議あり！」キャンペーン、スリランカ料理店「スリランカ料理& BEER Palette」(東京) (2012年7月)

シンポジウム：「高齢者／障害者の心理と法的問題——刑事司法制度における高齢者／障害者の現状から」、法と心理学会第13回大会ミニシンポジウム「高齢者／障害者の心理と法的問題」、法と心理学会、武蔵野美術大学（東京）（2012年10月）

その他：科研費・若手研究（B）「司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究」（2012～2013年）研究代表

科研費・基盤研究（B）「刑事司法制度における再犯防止概念の再検討と福祉的ダイバージョンの研究」代表・土井政和（九州大学）（2011～2013年）研究分担者

科研費・基盤研究（B）「官民協働刑務所の新たな

展開と矯正・保護の社会的構成に関する政策法学的研究」代表・赤池一将（龍谷大学）（2011～2013年）研究分担者

科研費・若手研究（B）「司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究」による海外調査（スウェーデン）（2012年9月9日～16日）

科研費・若手研究（B）「司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究」による資料収集・調査（オーストラリア）（2013年2月23日～3月4日）

島根あさひ社会復帰促進センター治療共同体ユニット訪問・講話（2013年3月13日～14日）

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（群馬県高崎市）刑事司法と福祉の連携に関する視察・ヒアリング（2013年3月19日～20日）

薬師寺公夫教授

著書：（共編）田中則夫／薬師寺公夫／坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集 2012』（東信堂、2012年4月）

論文：「国際人権法から見た憲法規範の『限界』と可能性」法律時報 2012年 84巻 5号 17-24頁（日本評論社、2012年5月）

「国連海洋法条約と海洋環境保護——越境海洋汚染損害への対応——」国際問題 No.617 30-41頁（日本国際問題研究所、2012年12月）

学会報告：「UPR and JAPAN」、UPRの国際的研究、世界人権問題研究センター・国連大学、国連大学（2012年4月2日）

口頭報告：Compensation for Nuclear Damage due to Fukushima Nuclear Power Stations: Relevant Japanese Law and the Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC), Social Dimension of International Law, ミュンヘン大学・ソウル大学・立命館大学合同シンポジウム、マックスプランク研究所（ミュンヘン）（2012年7月24日）

講演：Responsibility of a State Party to the CPPED for the acts of non-State actors in the context of individual communications under article 31 of the Convention, Committee on Enforced Disappearance, CED, Palais des Nations（2012年11月7日）

安井栄二准教授

論文：「交際費等課税規定における『支出』の概念の検討」大阪経大論集 63巻 5号 85-98頁（大阪経

大学会、2013年1月)

判例解説：「財産評価基本通達 189 の (2) の判断基準の合理性」税務Q A 2012 年 7 月号 56-60 頁 (税務研究会、2012 年 7 月)

「従業員が関係業者から受領したリポートに係る収益の帰属」税務Q A 2012 年 12 月号 50-54 頁 (税務研究会、2012 年 12 月)

山口直也教授

論文：「部分的証言拒絶と供述不能」立命館法学 341 号 325-356 頁 (2012 年 6 月)

「第 4 次少年法改正案の検討」立命館法学 345・346 号 871-904 頁 (2013 年 3 月)

記事：「少年法改正への視座」北海道新聞 2012 年 11 月 30 日付朝刊 (9 面)

その他：守屋克彦 / 斉藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』『国際準則』29-33 頁 (現代人文社、2012 年 12 月)

学会報告：(ワークショップ)「裁判員裁判時代における訴追裁量」、第 90 回日本刑法学会、日本刑法学会、大阪大学 (2012 年 5 月 20 日)

研究会報告：「検察官関与、被害者質問権、社会記録閲覧、審判傍聴拡大等について」、第 27 回現代刑事法研究会、現代刑事法研究会、青山学院大学 (2012 年 9 月 17 日)

その他：科研費・基盤研究 (B)「司法取引に関する先進諸外国の実態調査とわが国への導入可能性に関する総合的研究」による海外調査 (米国・アリゾナ州マリコパ郡フェニックス市) (2013 年 3 月 11 日～19 日)

山田泰弘教授

論文：「代表訴訟における会社の被告側への補助参加——会社法からの分析」(特集 会社事件手続法の展望) 法律時報 84 巻 4 号 25-30 頁 (2012 年 4 月)

「序論：会社法秩序の変容とその規律手段としての刑事法の役割」(特集『取り残された』会社法罰則の検証) 法律時報 84 巻 11 号 4-7 頁 (2012 年 10 月) (共著) (*伊東研祐慶應大学教授と共著)「総論的分析 会社法学と刑事法学とのクロスオーバー」(特集『取り残された』会社法罰則の検証) 法律時報 84 巻 11 号 58-59 頁 (2012 年 10 月)

「会社分割に対する会社法 22 条の類推適用 [東京地裁平成 22.11.29 判決]」金融・商事判例 1402 号 2-7 頁 (2012 年 11 月)

講演：「法制審議会会社法制部会による会社法改正——その力学的分析」、平成 24 年度愛知学院大学

法学会講演会、愛知学院大学法学会、愛知学院大学 (名古屋) (2012 年 11 月 15 日)

その他：「『実務演習 法律関係』出題と解説」、日本監査役協会第 34 回スタッフ全国大会、公益社団法人日本監査役協会、名古屋マリオットアソシアホテル (名古屋) (2012 年 9 月 6 日)

湯山智之教授

論文：「非領域的実体の国際法上の地位に関する覚書」香川法学 32 巻 3・4 号 131-232 頁 (2013 年 3 月)

判例研究：「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ) (判決 2007 年 2 月 26 日) (3・完)」立命館法学 342 号 494-558 頁 (2012 年 8 月)

吉田美喜夫教授

論文：「労働法とは何か」吉田美喜夫 / 名古屋功 / 根本到編『労働法 I』1-16 頁 (法律文化社、2012 年 10 月)

「労働基準法 14 条」「労働基準法 16 条」「労働基準法 17 条」「労働基準法 18 条」西谷敏 / 野田進 / 和田肇編『基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』48-61 頁 (日本評論社、2012 年 10 月)

翻訳：(共著)「ミャンマー労働組合法制」季刊労働法 239 号 149-155 頁 (2012 年 12 月)

教科書：(共編著)名古屋功 / 吉田美喜夫 / 根本到編『労働法 I ——集团的労働関係法・雇用保障法』275 頁 (法律文化社、2012 年 10 月)

その他：「立命館一時金訴訟判決の労使慣行論」労働法律旬報 1771 号 4-5 頁 (2012 年 7 月)『日本大百科全書』(*労働法関係の 29 項目を執筆) (小学館、2012 年 11 月)

講演：「職場のいじめ・ハラスメント」、三島地域法律セミナー (摂津市) (2012 年 10 月)

「労働契約法の改正と今後の解釈問題」、兵庫・大阪立命社会保険労務士会 (2012 年 11 月)

「奈良県 (医師・割増賃金) 事件について」、法律セミナー、ラポール学園 (2012 年 11 月)

その他：「新労働相談 Q&A」(7 回分)、京都民報 (2012 年 1 月～2013 年 3 月)

吉次公介准教授

研究会報告：「米軍統治下における沖縄の『保守』勢力とアメリカ」、沖縄法政研究所第 41 回研究会、沖縄法政研究所、沖縄国際大学 (2012 年 12 月)

「冷戦史のなかの日米安保体制」、同志社大学人文科学研究所研究会、同志社大学人文科学研究所、同志社大学 (2013 年 2 月)

吉村良一教授

論文：「公害環境訴訟における権利論の意義」淡路剛久 / 寺西俊一 / 大久保規子 / 吉村良一編『公害環境訴訟の新たな展開』61-77 頁（日本評論社、2012 年 4 月）

「保護法益の多様化と不法行為法の基本要件」池田恒男 / 高橋真編著『現代市民法学と民法典』267-293 頁（日本評論社、2012 年 4 月）

「『規制権限不行使』による国賠責任をめぐる近時の動向」法律時報 84 巻 10 号 58-63 頁（日本評論社、2012 年 9 月）

「原発事故被害の完全救済をめざして」『馬奈木昭雄弁護士古希記念 勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』87-104 頁（花伝社、2012 年 10 月）

「『市場媒介型』被害における共同不法行為論」立命館法学 344 号 212-263 頁（2012 年 12 月）

その他：（報告記録）「研究者養成の危機と法科大学院」法と民主主義 474 号 19-22 頁（日本民主法律家協会、2012 年 12 月）

（講演記録）「イレッサ訴訟における企業と国の責任」月刊国民医療 303 号 3-13 頁（国民医療研究所、2013 年 3 月）

報告：「アスベスト被害をめぐる法と正義」法社会学会 2012 年度大会ミニシンポ、法社会学会、京都女子大学（京都）（2012 年 5 月）

「研究者養成の危機と法科大学院」、第 43 回司法制度研究集会、日本民主法律家協会、東京（2012 年 11 月）

講演：「イレッサ訴訟における企業と国の責任」、第 21 回国民の医薬シンポジウム、国民の医薬シンポジウム実行委員会、東京（2012 年 11 月）

渡辺千原教授

論文：「＜特集マイノリティと法＞企画趣旨」法社会学 77 号 1-5 頁（有斐閣、2012 年 9 月）

「リスクをめぐる裁判の可能性——科学的不確実性への対応を中心に——」法社会学 78 号 215-233 頁（有斐閣、2013 年 3 月）

学会報告：「リスクをめぐる裁判での正義とは？ 公共的救済モデルへの予備的考察」日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム、日本法社会学会、京都女子大学（京都）（2012 年 5 月）

Japanese Judicial Training Programs and their Approach to Gender Issues, International Conference on Law & Society, Law & Society Association and Research Committee on Sociology of

Law, Hilton Hawaiian Village（ハワイオアフ島）（2012 年 6 月）

その他：「科学の不定性と社会 いま、法廷では…？」でパネリストとして参加。「不確実な科学的状況での法的意思決定」科学グループ 2012 国際シンポジウム、（独）科学技術振興機構 RISTEX 研究開発プロジェクト「不確実な科学的状況での法的意思決定」科学グループ、一橋記念講堂（2012 年 8 月）

和田真一教授

著書：（共著）松岡久和 / 中田邦博編『新・コンメンタール民法（財産法）』1032-1049 頁（日本評論社、2012 年 9 月）

Media
Coverage II

法学部定例研究会

2013 年 3 月～ 6 月

■ 法学部定例研究会：

- 13 年 3 月 12 日 第 3 回ランチタイム法政研究会：木村和成氏「大審院（民事）判決の基礎的研究」
- 13 年 3 月 25 日 比較民事法研究会：ヨハネス・ハーガー氏「民事法における人格権および私的生活の憲法的保護」
- 13 年 4 月 17 日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」
第 10 回全体研究会 テーマ「オーストラリア最高裁判所 調査報告」：渡辺千原氏、田村陽子氏
- 13 年 4 月 19 日 比較民事司法制度研究会：ディーター・ライポルド氏「調停、メディエーション、民事訴訟」
- 13 年 4 月 26 日 第 1 回民事法研究会：宮脇正晴氏「知的財産法の保護を受けない情報の利用行為の、一般不法行為該当性」
- 13 年 5 月 25 日 比較民事司法制度研究会：ハカン・ベカニテス氏「トルコ共和国新民事訴訟法および ADR の現状」コメンテーター：ディーター・ライポルド氏、松本博之氏
- 13 年 5 月 29 日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」
第 11 回全体研究会 テーマ「フランス破産院・憲法院 調査報告」：山田希氏、松尾剛氏
- 13 年 6 月 7 日 第 2 回民事法研究会 テーマ「民法改正中間試案の検討①」：吉村良一氏「総論——今回の改正の背景と基調——」、松本克美氏「時効に関わる部分」
- 13 年 6 月 21 日 第 3 回民事法研究会 テーマ「民法改正中間試案の検討②」：中谷崇氏「錯誤に関わる部分」、福本布紗氏「代理に関わる部分」、谷本圭子氏「消費者契約に関わる部分」

Media
Coverage III

学術交流・研究活動

2013 年度

- 基盤研究 (A) 変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築
研究代表 二宮周平
- 基盤研究 (B) 民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂
研究代表 出口雅久
- 基盤研究 (B) 現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究
研究代表 市川正人
- 基盤研究 (B) 規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究
研究代表 渡辺千原

- 基盤研究 (C) 国際法秩序の中の国際労働法
研究代表 吾郷眞一
- 基盤研究 (C) 「市民の安心感」を手掛かりとした「立法の象徴化」現象の憲法的考察
研究代表 植松健一
- 基盤研究 (C) 量化文解釈に基づく意味処理モデルの構築
研究代表 藏藤健雄
- 基盤研究 (C) 行政の情報収集・提供義務の不作为に対する司法的統制とその問題点
研究代表 北村和生
- 基盤研究 (C) 生命倫理問題におけるソフトローの意義と実態に関する研究
研究代表 平野仁彦
- 基盤研究 (C) 人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応
研究代表 薬師寺公夫
- 基盤研究 (C) オーストラリア文学に見るグローバル化と文学の変容
研究代表 佐藤渉
- 基盤研究 (C) ドイツ語教育におけるツール活用型プロジェクト授業モデル開発と戦略的評価
方法の構築
研究代表 田原憲和
- 基盤研究 (C) 地域コミュニティによる小規模公共サービス供給の可能性—自治体内分権の比較事例分析
研究代表 徳久恭子
- 若手研究 (B) 大審院（民事部）における判決形成過程の研究
研究代表 木村和成
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水円香
- 若手研究 (B) ドイツにおける行政活動に対する不作为訴訟の研究
研究代表 湊二郎
- 若手研究 (B) 司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究
研究代表 森久智江
- 若手研究 (B) 冷戦史のなかの日本＝ビルマ「特殊」関係—戦後日本と東南アジア 1951 - 74
研究代表 吉次公介



立命館ロー・ニューズレター
第73号(2013年6月)

編集：立命館大学法学部

ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL. 075-465-8177

FAX. 075-465-8294

URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlindex.htm#nl)